

西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る
整備工事

第1回質問に対する回答書

令和2年12月

横浜市水道局

本質問回答書は、令和2年11月2日（月）から11月13日（金）までに受け付けた、西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事に係る質問への回答を記載したものです。また、質問の記載内容等は提出いただいた原文のまま掲載しています。

回答は現時点での考え方を示したものであり、今後の検討により変更する可能性があります。詳細は、入札説明書等に記載します。

なお、質問受付期間及び質問受付数は、以下のとおりです。

質問受付期間：令和2年11月2日（月）午前9時から
令和2年11月13日（金）午後5時まで

第1回質問に対する回答書：387件

①実施方針（案）	387件
合計	387件

①実施方針（案）：387件

用語の定義	0件
第1 本工事の概要	
1 本工事の目的	1件
2 工事内容に関する事項	35件
第2 入札参加者の募集及び落札者の決定に関する事項	
1 入札参加者の募集及び落札者の決定方法	23件
2 落札者決定のスケジュール	4件
3 説明会等の応募手続等	7件
4 入札参加者の備えるべき参加資格条件	77件
5 審査及び評価に関する事項	7件
6 技術資料の取扱い	3件
第3 請負人の責任の明確化等工事の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	
1 基本的な考え方	0件
2 予想されるリスクと責任分担	19件
3 支払いに関する事項等	2件
4 本工事における履行状況の監督	1件
5 請負人の責任の履行に関する事項	2件
第4 施設の立地及び規模並びに配置に関する事項	
1 施設の立地条件	2件
2 本施設の概要	2件
3 工事範囲	5件
4 基本計画策定に用いた検討条件	35件
5 工事対象施設の詳細	4件
第5 工事計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	0件
第6 工事の継続が困難となった場合の措置に関する事項	0件
第7 交付金の支援を得るための協力	4件
第8 その他の事項	
1 予定価格	1件
2 情報公開及び情報提供	0件
3 入札の伴う費用負担	0件
4 実施方針（案）の問合せ	0件
別紙	
別紙1 西谷浄水場平面図	0件
別紙2 敷地面積及び工事範囲	2件

別紙3	工事対象施設	33件
別紙4	リスク分担表	68件
別紙5	実施方針（案）公表時閲覧資料一覧	18件
別紙6-1	原水水質の検査結果等	2件
別紙6-2	水質管理値及び水質管理目標値	2件
別紙6-3	施設配置図（参考）	13件
別紙6-4	浄水処理施設の系統（参考）	2件
別紙6-5	薬品の種類及び注入点等（参考）	4件
別紙6-6	水質計器の設置位置及び採水点（参考）	0件
別紙6-7	工業計器の設置位置（参考）	0件
別紙6-8	水位高低差（参考）	1件
別紙6-9	公共用水域への排水基準（参考）	0件
別紙6-10	水収支フロー図（参考）	4件
その他		4件
合計		387件

第1回質問に対する回答（令和2年12月11日公表）

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答
1	既設の処理能力等	第1	1				主な事業内容として③浄水処理能力の増強とありますが、既存施設の処理能力、標準運用水量、最低運用水量について教示願います。	既存施設の処理能力について、設計上は356,000m ³ /日となっていますが、水道局の水質目標を達成するため、実質の処理水量は約265,000m ³ /日となっています。 処理水量の実績については、平成30年度の西谷浄水場のろ過水量は平均で241,172m ³ /日、最小で207,400m ³ /日、最大で265,100m ³ /日となっています。 他年度の詳細については、横浜市ホームページの水道事業工業用水道事業統計年報を確認してください。
2	法令等の定義	第1	2	(4)			3行目に「本工事に影響を及ぼす（請負人に対して一般的に適用されるものは除く。）法令等」とありますが、これは具体的に以下に続く「ア 法令等」「イ 横浜市の条例等」「ウ 要綱、指針等」「エ 仕様書等」が該当する、という理解でよろしいでしょうか。	実施方針（案）第1の2(4)前文3行目の「法令等」は、実施方針（案）第1の2(4)ア及びイを指します。
3	工事に係る主な法令等	第1	2	(4)			遵守すべき法令、条例、要綱、指針、仕様書等について「最新のもの」とは、入札説明書等の公表時点と考えてよろしいでしょうか。	技術提案時においては、調達公告時点の「最新のもの」を適用してください。設計及び施工の各段階において、適用する基準日については、工事請負契約約款（設計・施工一括）の特約条項（案）に示します。
4	要綱、指針等の最新版適用	第1	2	(4)	ウ		「設計及び施工の各段階において該当する最新版を適用する。」とありますが、設計段階の途中で最新版が変更となる場合の取り扱いをどのようにお考えですか。また、設計終了後の最新版変更により、設計や施工計画の見直しを行わざるを得ない場合、それによる工費増加や工期延長は契約変更協議事項と考えてよろしいでしょうか。	前段については、No. 3の回答を参照してください。 後段については、そのとおりです。
5	工事に係る主な法令等	第1	2	(4)	ウ、エ		一般的に「ウ 要綱、指針等」「エ 仕様書等」ではあいまいな表現や、書類間の矛盾などで仕様を一義的に決められないケースが見受けられます。このような場合は、技術提案で明確にした仕様を優先するという理解でよろしいでしょうか。 例えば要綱、指針ではAが望ましいがBでもよいと解釈できる場合、技術提案でBと記載すればBが優先されると考えております。 理由としては、事業者側は、技術提案の仕様に基づき適正な原価を算出するため、契約後に技術提案以上の仕様が求められることが予測される場合、相当のリスクを見込まざるをえない事情がございます。	そのとおりです。
6	本工事の対象範囲	第1	2	(5)	ア		設計施工に関わる申請は、請負人の対象範囲となっておりますが、申請に係る資料作成等は、水道局が行うと理解でよろしいでしょうか。請負者が行わなければならない作業等があれば明示して下さい。	設計及び施工に係る申請業務は、原則請負人にて実施してください。 ただし、事業認可及び国庫補助等に係る申請は、水道局にて行いますが、それに必要な資料作成等の協力を求めます。
7	本工事の対象範囲	第1	2	(5)	ア		請負人が行う範囲に申請業務は含まれておりませんが、水道局長名で原則提出されると理解してよろしいでしょうか。請負者で行わなければならない申請がありましたら明示して下さい。	前段については、水道局長名で提出する申請だけでなく、工事中的水道用地の一時使用等、請負人名で提出する申請もあると考えています。 後段については、No. 6の回答を参照してください。
8	本工事の対象範囲	第1	2	(5)	ア		請負人が行う対象範囲に、工事と設計に関わる申請費が含まれておりませんが、申請人である水道局が費用負担を行うということで良いでしょうか。または、原則免除でよろしいでしょうか。	設計及び施工に係る申請については、通常的设计委託及び工事同様に整備費に計上します。 また、No. 6の回答も参照してください。
9	本工事の対象範囲	第1	2	(5)	ア	(イ)	請負人が提案に基づく基本設計を行い事業者決定がなされた場合、請負人の提案が採用されると考えてよろしいでしょうか。	技術提案に向けた請負人内での検討は任意となります。本工事では、契約締結後に請負人の技術提案に基づく基本設計を実施することを想定しています。
10	本工事の対象範囲 (設計)	第1	2	(5)	ア	(イ) (ウ)	今回、基本設計・詳細設計をするにあたり、別紙3の工事対象施設のうち躯体と示されているものは、水道施設設計指針等の、いわゆる土木構造物で設計し、建屋と記載しているものは、水道施設設計指針と建築基準法の、いわゆる建築構造物で設計することでよろしいでしょうか。	そのとおりです。 ただし、建築物及び土木構造物が一体となった施設についての建築物及び土木構造物の区分については、設計段階で関係機関との協議によると考えています。
11	本工事の対象範囲 (設計)	第1	2	(5)	ア	(イ) (ウ)	今回、基本設計・詳細設計をするにあたり、建築設計として実施するのは、14ページの建設業法第3条に定める「建築工事業」に適合する範囲だけと考えてよろしいでしょうか。	No. 10の回答を参照してください。
12	建築工事監理業務	第1	2	(5)	ア	(イ) (ウ)	基本設計・詳細設計を行うにあたり、建築設計として実施するのは14ページの建設業法第3条に定める建築工事業に適合する範囲と考えて宜しいでしょうか。	No. 10の回答を参照してください。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答
13	施工（建築工事監理業務を含む。）	第1	2	(5)	イ		土木施設等の工事については、工事監理対象外（市側で実施）と考えますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	水道局においても履行状況の確認を行います。請負人には、要求水準及び技術提案等の履行の確認の一環として、セルフモニタリングの実施と水道局への報告を求めます。詳細については、別途、要求水準書（案）に示します。なお、工事における品質管理等は請負人にて適切に実施してください。
14	建築工事監理業務	第1	2	(5)	イ		建築工事の施工を担う者が、p.15の4(1)エ(i)a,b,cの資格条件を全て満たせば、自ら建築工事の監理業務を行うことができるとの理解で宜しいでしょうか。	建築工事の監理業務については、建築設計を担う者又は建築設計の資格条件を満たす乙型特定建設共同企業体内の他の構成員のいずれもが担うことができますので、設計業務と監理業務を別の企業が実施することは可能です。ただし、建築工事の監理業務のうち、一般業務は、建築工事の設計者以外の技術者が行うものとし、別途、要求水準書（案）に示します。
15	建築工事監理業務	第1	2	(5)	イ		建築工事管理業務を含むとありますが、建築工事以外の土木工事等は水道局による工事監理となるとの考えでよろしいでしょうか。	No.13の回答を参照してください。
16	本工事の対象範囲	第1	2	(5)	イ		請負人が行う対象範囲に、「建築工事監理業務を含む。」と記載がありますが、建築士法に定められた業務ということよろしいでしょうか。	建築士法に定められた法定業務だけでなく、国土交通省告示第15号に示す業務等も含まれます。実施方針（案）第1の2(4)エ(7)の横浜市建築局建築工事監理委託業務共通仕様書に基づく一般業務及び追加業務等を想定しています。なお、詳細については、別途、要求水準書（案）にも示します。
17	本項時の対象範囲	第1	2	(5)	イ		請負人が行う対象範囲について、土木工事等の工事監理業務は含まないとの理解で宜しいでしょうか。	No.13の回答を参照してください。
18	本工事の対象範囲	第2		(5)	イ		本工事の対象範囲として施工（建築工事監理業務を含む）とありますが、土木施設の工事監理業務は、本工事の対象外（市側で実施）するという理解でよろしいでしょうか。	No.13の回答を参照してください。
19	工事期間	第1	2	(6)	ウ		工事期間は令和4年2月からとなっていますが、次号の表「現時点における本工事の関連事業等スケジュール」では、令和2～8年度、令和9～14年度、令和15～22年度に区分されています。表の区分年度はどのように考えたらよろしいでしょうか。また、令和5～8年度は半量処理と記載がありますが、工期開始が異なることから、この期間は変更になるのでしょうか。	令和9年度以降は排水処理施設において394,000m ³ /日に対応する処理能力を備えること、令和15年度以降は浄水処理施設（着水井・沈でん池・ろ過池）において394,000m ³ /日の処理能力を備えること、令和23年度以降は粒状活性炭の処理能力を備えることを示しています。処理量を半量まで減らす必要がある施工については、令和5年度から令和8年度までの間で実施してください。
20	工事期間	第1	2	(6)	ウ		次号の表「現時点における本工事の関連事業等スケジュール」では、浄水処理施設整備（着水井・沈でん池・ろ過地整備）と浄水処理施設整備（粒炭施設整備）に区分されていますが、具体的な部分引渡し条件や工期はどのようにお考えでしょうか。	別途、要求水準書（案）に示します。
21	工事期間	第1	2	(6)	ウ		工事期間がR4.2～R23.3.29までの約19年となっています。ここには設計（基本、詳細）も含まれますが、設計→工事は、例えば、 ①：まず着水井・凝集沈澱設備を設計し、設計完了次第、着水井・凝集沈澱設備の工事に着手、 ②：①の工事中に1号配水池撤去・ろ過池新設設計し、その後工事着手、 ③：②の工事中に既設ろ過池撤去・粒状炭施設設計し、その後工事着手 というように、施工段階ごとに順次、設計→工事を実施していくことを想定されているでしょうか。 それとも、事業期間の始めに全体の設計を完了させてから、工事に着手していくことを想定されているでしょうか。	基本設計は、施設配置、水力計算、電力負荷、システム構成等に関わるため、実施方針（案）別紙3工事対象施設に示す工事対象施設の全てについて、契約締結後の早い時期に一括で行うことを想定しています。以後の詳細設計及び施工については、施工段階ごとに順次、実施していくことを想定しています。
22	工事期間	第1	2	(6)	ウ		R2.6.26に市HP公表の基本計画見直し検討書のp.30に記載の工事工程表（R2年度工事開始）よりも事業開始が約2年後ろ倒しになると思われますが、R22年度末までとなっている本事業の工事期間（R23年度から粒状活性炭の運用開始）は厳守でしょうか。	そのとおりです。
23	工事期間	第1	2	(6)	ウ		技術提案により工期短縮が見込まれる場合、令和23年3月29日より前に工期終了とすることは可能でしょうか。	令和9年度以降は排水処理施設において394,000m ³ /日に対応する処理能力を備えること、令和15年度以降は浄水処理施設（着水井・沈でん池・ろ過池）において394,000m ³ /日の処理能力を備えること、令和23年度以降は粒状活性炭の処理能力を備えることを前提として、請負人の提案による工期の短縮は可能です。ただし、西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）及び相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る導水施設整備工事との工程調整が必要になると考えています。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答
24	工事期間	第1	2	(6)	ウ		表「現時点における本工事の関連事業等スケジュール」に記載のような各期間において、最低限遵守しなければならない工事の制約条件（処理水量、試運転用水量、排水等）の詳細は、要求水準書（案）にて提示いただけたらとの理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
25	西谷浄水場再整備事業及び関連工事	第1	2	(7)			「西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）をいう。スケジュールについては、技術提案等により早まる可能性がある。」とありますが、浄水処理施設の工期を短縮することが求められるのでしょうか。また、そのような場合は、甲乙対等の協議で決定されるということでしょうか。さらに、その行為に必要な経費は、条件変更となりますか。	前段については、工程調整を求める可能性があります。 中段については、そのとおりです。 後段の必要な経費等については、協議にて決定することを予定しています。
26	西谷浄水場再整備事業及び関連工事	第1	2	(7)			関連する「西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）」及び「相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る導水施設整備工事導水管工事」における工程に係る影響（大幅な遅延が発生した場合）が本工事に影響を与える場合でも浄水処理施設工事のスケジュールを短縮し、引き渡しをすることは可能でしょうか。	工期の短縮については、No. 23の回答を参照してください。 引渡しについては、別途、要求水準書（案）で示す、条件を満足することができれば、可能です。
27	関連工事	第1	2	(7)			次号の表「現時点における本工事の関連事業等スケジュール」の※1、※2で「スケジュールについては、技術提案等により早まる可能性がある。」と記載がありますが、早まることにより浄水処理施設整備事業のスケジュールが影響を受けるのでしょうか。	No. 25の回答を参照してください。
28	施工 (建築以外の工事監理)	第1	2	(5)	イ		「施工（建築工事監理業務を含む。）」とありますが、建築工事以外の土木工事等は水道局による工事監理の考えでよろしいでしょうか。	No. 13の回答を参照してください。
29	西谷浄水場再整備事業及び関連工事	第1	2	(7)	※1		西谷浄水場整備事業（排水処理施設）のスケジュールについて、早まる可能性があると思いますが、確定時期をご教示ください。 また、西谷浄水場整備事業（浄水処理施設）への影響があった場合のリスクの取扱いもご教示願います。	前段については、西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）はDBO方式による発注であり、工期は同工事の請負人の提案によります。したがって同工事との工程調整が必要なため、確定時期は明示できません。 後段については、西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）への影響があった場合のリスク分担については水道局が負うこととなります。
30	西谷浄水場再整備事業及び関連工事	第1	2	(7)	※2		導水施設整備工事のスケジュールについて、早まる可能性があると思いますが、確定時期をご教示ください。 また、西谷浄水場整備事業（浄水処理施設）への影響があった場合のリスクの取扱いもご教示願います。	前段については、相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る導水施設整備工事はDB方式による発注であり、工期は同工事の請負人の提案によります。したがって同工事との工程調整が必要なため、確定時期は明示できません。 後段については、No. 29の後段の回答を参照してください。
31	表 現時点における本工事の関連事業等スケジュール	第1	2	(7)	イ		※2に「技術提案等により早まる可能性がある。」とありますが、導水工事が早く完成した場合でも令和14年度末までは270,000m ³ /日の導水量であるとの理解でよろしいでしょうか。	関連工事である相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る導水施設整備工事の第I工区は令和10年3月の完了を予定しており、第I工区が完了すると導水量394,000m ³ /日が可能となります。したがって、関連工事の工程が早まった場合には、関連工事と関連する部分については、本工事との工程調整を求める可能性があります。 ただし、浄水処理施設については、令和14年度末までに394,000m ³ /日の処理能力を有する施設となるように施工してください。
32	工事スケジュール	第1	2	(7)		表	全体スケジュールを短縮化するため、上向流活性炭施設の一部などを先行する方法も考えられます。この場合、スケジュールに記載された処理水量は、既設ろ過池（施設構造的に区分できる場合）+新設ろ過池（一部）の合計水量で満足する方法も認められるのでしょうか？	現在、ろ過池については耐震性が不足しているため、令和14年度末までに耐震化と浄水処理能力の増強（394,000m ³ /日）の整備を完了することを条件とします。 なお、ろ過池の整備段階において、試運転等を考慮し、既設ろ過池と新設ろ過池を併用して浄水処理を行うことは構いません。工事の制約条件等については別途、要求水準書（案）で示します。
33	設計期間	第1	2	(7)		表	設計期間はどの程度見込まれているのか、ご教示ください。	設計期間は、請負人の提案によります。
34	導水能力	第1	2	(7)		表	導水管DBの第I工区と第II工区の内容をご教示ください。第I工区にて27万m ³ /日対応の工事を実施、第II工区で39.4万m ³ /日対応の工事である場合、令和14年度まで27万m ³ /日、令和15年度から導水能力39.4万m ³ /日ではないでしょうか。	導水管整備の第I工区が完了すると、導水量394,000m ³ /日が可能となります。 なお、相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る導水施設整備工事については、令和2年10月27日公表の要求水準書を参照してください。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答
35	表 現時点における 本工事の関連事業等 スケジュール	第1	2	(7)			令和5～8年度は半量処理とありますが、この期間に停止可能な施設をご教示ください。	基本計画では、令和5年度から令和8年度にかけて停止可能な施設として、着水井2池のうち1池、混和池2池のうち1池、沈でん池4池のうち2池の同系統の施設となります。 なお、実施方針(案)別紙6-3施設配置図(参考)に示すように、東西にそれぞれ混和池1池、沈でん池2池が設置され、2系統の構成となっています。
36	関連事業等スケ ジュール	第1	2	(7)			関連事業等のスケジュール表の欄外※1、2に、技術提案等により早まる可能性があるとありますが、関連事業のスケジュールが早まった場合、本事業のスケジュールも早まる(各施工ステップの完了を早める必要が生じる)ことはあるでしょうか。	関連工事のスケジュールにより、本工事においても工程調整を求める可能性があります。 併せて、No.25の回答の中段及び後段も参照してください。
37	請負人に求める役割	第2	1	(1)	ア		建設発生土の仮置きが可能でしょうか。また、敷地内での仮置き場は請負者が施工で使用できる範囲内であれば工夫して置くことは可能でしょうか。	前段については、建設発生土の仮置きは可能です。 後段については、そのとおりです。 ただし、近隣住宅地への飛散対策及び浄水場内の既存施設における運転維持管理に影響が出ないよう十分に考慮した上で、建設発生土の仮置きを検討してください。
38	請負人に求める役割	第2	1	(1)	ア		建設発生残土、コンクリート殻、アスファルト殻等の最終処分先は指定されますか。	実施方針(案)第1の2(4)エ(7)本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領(横浜市)によります。
39	請負人に求める役割	第2	1	(1)	ア		本工事範囲外の施設について、施設利用者(一般利用者を含む)の使用及び運用において、本工事範囲と干渉する事象はありますか。	実施方針(案)別紙6-3施設配置図(参考)に示す、3号配水池上部は、株式会社横浜フリースポーツクラブに貸与しており、3号配水池に近接して施工を行う場合は、水道局を介して調整が必要になる可能性があります。 また、1号配水池東側及び水道記念館敷地内の鉄塔については、無線設備の保守点検業務及び設備更新が予定されています。 これらについては、別途、要求水準書(案)に示します。
40	請負人に求める役割	第2	1	(1)	ア		本工事範囲外の導水管工事の工事車両は、浄水場の工事範囲を通過する可能性がありますか。通過する場合は、その時期や1日当たりの台数を明確化されたい。さらに、その車両に対する安全管理費は、どちらの工事で負担することになりますか。	前段については、相模湖系導水路(川井接合井から西谷浄水場)改良事業に係る導水施設整備工事の工事車両が本工事の工事範囲内を通過する可能性があります。 中段については、令和2年10月27日公表の同工事の要求水準書を確認してください。なお、同工事はDB方式での発注であり、詳細については請負人の提案によるため、契約締結後の調整が必要となる可能性があります。 後段については、本工事の請負人は、本工事における必要な安全対策費を計上してください。
41	限られた敷地	第2	1	(1)	ア		本施設内敷地の一部を工事用の仮設用地として、無償で使用させていただけると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。 実施方針(案)別紙6-3施設配置図(参考)に示す、公舎跡地等の利用を想定しています。
42	落札者決定方法	第2	1	(2)			本事業は議会の議決に付さなければならない契約でしょうか。	本工事の契約は、議会の議決を要しません。
43	技術提案書作成時の 各種調査	第2	1				提案書作成に際して、現状の構造物や地盤、及び浄水処理状況などを対象とした詳細な調査(目視調査を除く調査)や試験を実施することは認められますでしょうか。	契約締結前の調査や試験の実施は認めません。 要求水準書(案)及び資料閲覧で公開した資料から判断し、技術資料を作成してください。
44	落札者決定方法	第2	1	(2) (3)			「技術提案等及び価格を総合的に評価した上で、落札者を決定する。」とあります。今回、浄水場を稼働させながら、長期にわたり再構築していく難易度の高い工事のため、技術提案を重要視するような評価になると考えてよろしいでしょうか。また、ダンピングを助長しないような、価格評価(例えば、仕様発注と同様な適切な調査基準価格(工事費の92%程度)以上など)で、設定されますでしょうか。	調達公告時に示します。
45	プレゼンテーショ ン・ヒアリング	第2	1	(3)			プレゼンテーション・ヒアリングの参加者(資格や人数)の制約はあるでしょうか。入札者が提案の意図等を水道局様に十分に伝えることができるように、技術提案等の作成に携わった者の参加を認めていただけないでしょうか。	調達公告時に示します。
46	落札者決定方法	第2	1	(3)			総合評価方式において、評価値の算定方法について、加算方式と除算方式、どちらになりますか。	調達公告時に示します。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答
47	技術提案等の審査及び 評価方式	第2	1	(3)			基礎審査において内容確認のための対話の機会は設けられるとの理解でよろしいでしょうか。	調達公告時に示します。
48	技術提案の審査方法	第2	1	(3)			「別途示す要求水準書を満足していることの確認として、基礎審査を行う」とありますが、基礎審査を通過しなかった場合、その時点で落選するということでしょうか。	調達公告時に示します。
49	落札者決定のスケ ジュール	第2	1	(3)			技術資料のプレゼンテーション・ヒアリングの主旨は、貴水道局と請負人による要求水準書の解釈の違いを未然に防ぎ、提案内容のすり合わせを図るための場であるとの理解でよろしいですか。	プレゼンテーション・ヒアリングは、水道局側の技術資料に対する理解向上を目的とするものであり、要求水準書の解釈の違いを未然に防ぐ場とは想定していません。 なお、プレゼンテーション・ヒアリングの詳細については、別途、調達公告時に示します。
50	落札者決定基準の主 な着眼点	第2	1	(4)	ア		主な着眼点として水道システム（浄水処理）の安定性、機能性、効率性、維持管理性等とありますが、提案根拠の具体性、確実性についても評価に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
51	落札者決定基準の主 な着眼点	第2	1	(4)	ア		主な着眼点として水道システム（浄水処理）の安定性、機能性、効率性、維持管理性等が記述されています。効率性の評価について、p.22の基本計画策定に用いた検討条件を参考に、どのように高効率な浄水システムを提案するか（例えば過速度の高速化等）が評価されるのでしょうか。それとも、基本計画の検討条件を要求水準としたうえでの効率性が求められるのでしょうか。	調達公告時に示します。
52	落札者決定基準の主 な着眼点	第2	1	(4)	ア		水道システム（浄水処理）の維持管理性の評価に関して、基本計画の検討条件と比較して、より効率的な浄水施設とすることでコストダウンと工期短縮（施工量減、工事スペースの余裕）が同時に図れることも考えられます。一方で、完成後に既設とは異なった運転管理が求められることとなります。貴市では、維持管理性の評価として、維持管理の継続性と新たな維持管理への対応のどちらを重視されるでしょうか。	維持管理性とランニングコストに優れているなど総合的に有利であれば、現在の運転管理に限定することはありません。 なお、詳細については、調達公告時に示します。
53	落札者決定基準の主 な着眼点	第2	1	(4)	エ		主な着眼点として工期短縮に関する提案が挙げられていますが、全体工期の短縮が評価されるのでしょうか。また、p.7の事業スケジュール表の施工ステップ毎の工期短縮が評価されるのでしょうか。	工期短縮については、令和9年度以降は排水処理施設において394,000m ³ /日に対応する処理能力を備えること、令和15年度以降は浄水処理施設（着水井・沈でん池・ろ過池）において394,000m ³ /日の処理能力を備えること、令和23年度以降は粒状活性炭の処理能力を備えることを前提とし、全体工期及び施工ステップのいずれも着眼点とします。
54	工期短縮に関する提 案	第2	1	(4)	エ		P7-表にて、現時点における本工事の関連事業等スケジュールが示されておりますが、工期短縮を図ることにより、浄水処理施設整備（着水井・沈でん池・ろ過池整備）の短縮、浄水処理施設整備（粒炭施設整備）の開始、試運転・切替時期の繰り上げは可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	排水処理施設及び導水路の工事が完了し、394,000m ³ /日の処理能力を備えることを条件とした上での、試運転及び切替時期の繰り上げは可能と考えています。 ただし、関連工事との工程調整が必要と考えています。
55	落札者決定基準の主 な着眼点	第2	1	(4)			着眼点について、要求水準（案）公表時により具体化されるとの理解でよろしいでしょうか。	調達公告時に示す総合評価落札方式の実施要領書に提案を求める範囲等を示します。
56	落札者決定基準	第2	1	(4)			落札者決定の主な着眼点に「市内経済への貢献」とありますが、貢献の意味は今後具体的に示されるでしょうか。	No.55の回答を参照してください。
57	市内経済への貢献	第2	1	(4)	オ		市内経済への貢献とは、横浜市総合評価落札方式ガイドライン 2019年4月版 45頁の5（13）市内経済への貢献と同等とか考えてよろしいでしょうか。別の着眼点であれば、発注者のお考えを具体的にご教示ください。	評価基準については、回答できません。
58	落札者決定基準の主 な着眼点	第2	1	(4)	オ		主な着眼点として市内経済への貢献とありますが、市内企業への発注企業数、あるいは発注総額のどちらが評価されるのでしょうか。	No.57の回答を参照してください。
59	入札参加者の募集及 び落札者の決定方法	第2	1	(4)	オ		落札者決定基準の主な着眼点の中のオ「市内経済への貢献」に関して市内企業と共同企業体を組むことは加点の対象になりますか。また、市内中小企業の活用目標値を設定されるのでしょうか。その場合の目標値はどの程度になりますか。	No.57の回答を参照してください。
60	落札者決定のスケ ジュール（案）	第2	2				要求水準書公表～入札の間に両者にとって良い提案を行うことを目的とするため競争的対話を開催するのは、貴市が望まない提案を回避できることになるとは思いますが開催可能でしょうか。	要求水準書（案）の公表から入札までの期間の対話については、質問回答により実施します。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答
61	落札者決定のスケジュール	第2	2				入札参加資格の後に、競争的対話を実施して頂くことは可能でしょうか。	No. 60の回答を参照してください。
62	落札者決定のスケジュール	第2	2				入札参加資格確認通知の送付後から入札（入札書及び技術資料の受付）までの間に技術的対話の実施予定はありますか。また、入札説明書等に関する質問への回答の公表後、発注者と入札参加者の双方の理解を深めるために技術的対話の実施は可能でしょうか。	前段については、No. 61を参照してください。 後段については、入札説明書等に関する質問への回答の公表以降に、対話は実施しません。
63	落札者決定のスケジュール	第2	2				本スケジュールには、設計建設工事請負契約書（案）の公表はあるのでしょうか。その場合、要求水準書（案）の公表にあわせて公表されるものと解釈してよろしいでしょうか。	工事請負契約約款（設計・施工一括）は、要求水準書（案）と併せて公表します。
64	現場見学会	第2	3	(1)			参加人数が3名以内のため、現場を確認できる者が限られます。当面、浄水場見学も中止されていることから、現場見学会の複数の再実施をお願いします。また、1回の参加人数を増やしていただけないでしょうか。	横浜市ホームページにて令和2年12月11日に公表した「落札者決定のスケジュール（案）（令和2年12月11日変更）」のとおり、第2回現場見学会を開催します。 なお、詳細については、横浜市ホームページにて公表します。
65	現場見学会	第2	3	(1)			現場見学会について、施設も多く、詳細に調査を行うため、再度の機会（開催）をお願いいたします。	No. 64の回答を参照してください。
66	説明会等の応募手続き等	第2	3	(1)			現場説明会について、1回では内容を把握することが困難でありました。再度、事業者が確認したい設備を見学する機会を与えて頂けることは可能でしょうか。	No. 64の回答を参照してください。
67	資料閲覧	第2	3	(2)	エ		閲覧資料の別紙5の一覧表において、直近の計画通知と想定される西谷浄水場倉庫新築工事（公告番号第28号）がありません。こちらの図面も貸与いただけますか。	西谷浄水場倉庫新築工事は今後予定しており、工事発注前のため、資料の公表及び貸与はできません。
68	資料閲覧	第2	3	(2)			閲覧資料数が多いので、全ての資料の閲覧（写真撮影）の時間が足りないと考えられます。閲覧機会を再度、設けて頂けないでしょうか。	横浜市ホームページにて令和2年12月11日に公表した「落札者決定のスケジュール（案）（令和2年12月11日変更）」のとおり、第2回及び第3回資料閲覧を開催します。 なお、詳細については、横浜市ホームページにて公表します。
69	閲覧資料	第2	3	(2)	ク	(ウ)	(ウ) 紙資料は、水道局が指定する場所でのみ閲覧可能とし、とありますが、紙資料は膨大な量と予想されますので、一定期間の貸与を頂く事は可能でしょうか。もしくは、再度閲覧する機会を与えて頂けることは可能でしょうか。	No. 68の回答を参照してください。
70	資料閲覧	第2	3	(2)	ク	(エ)	別紙5の紙資料を確認するには半日程度の閲覧時間では不十分なため、必要に応じて適宜（都度申し込みを行って）閲覧を認めていただくか、あるいは複数回の閲覧機会を設けていただけないでしょうか。	No. 68の回答を参照してください。
71	乙型特定建設共同企業体の資格条件	第2	4	(1)	ア	(イ)	「設計のみを担う者」とありますが、設計企業が参画する場合、建築設計を工事企業で実施することは可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 ただし、建築設計を実施する施工を担う者は、実施方針（案）第2の4(1)エ(ア)から(ウ)までに掲げる資格条件を全て満たす必要があります。
72	乙型特定建設共同企業体の資格条件	第2	4	(1)	ア	(イ)	「建築設計（監理含む）」とありますが、監理業務については、設計企業とは別の企業が実施することが可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 14の回答を参照してください。
73	参加資格条件 (設計)	第2	4	(1)	ア	(イ)	「建築設計に関しては外部委託できない」と読み取れます。一方で、今回、20年の施工期間中、建築士の施工監理に、延べ建築期間4年とした試算で2～3億円程度のコストが見込まれます。建築監理を合理的に進めるため、設計監理の再委託、もしくは設計会社の共同企業体（所定の設計実績は、設計共同企業体の代表者の実績で良いとした）、または乙型共同企業体の一員で対応することは出来ないでしょうか。	①建築設計（監理含む）について、いただいた意見を踏まえ、建築士法の一部を改正する法律（平成26年法律第92号）に基づき、検討します。 ②設計企業の共同企業体の取り扱いについて、いただいた意見を踏まえ、検討します。 なお、①及び②の詳細については調達公告時に示します。
74	入札参加者の備えるべき参加資格条件	第2	4	(1)	ア	(イ)	「建築設計（監理含む）を除く設計については、他の者に委託することができる。」とありますが、建築施工監理については、一級建築士事務所の登録を行っている特定建設共同企業体内の企業が担えるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 14の回答を参照してください。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答
75	入札参加者の備えるべき参加資格条件	第2	4	(1)	ア	(イ)	乙型特定建設共同企業体の中に、設計のみを担うものを含めることができる。また、建築設計（監理含む）を除く設計については、他のものに委託することができると思いますが、監理業務は、設計企業とは異なる企業が担うことも可能という理解で宜しいでしょうか。	No. 14の回答を参照してください。
76	入札参加者の備えるべき参加資格条件	第2	4	(1)	ア	(イ)	乙型特定建設共同企業体の中に、設計のみを担う者を含むことができるとありますが、複数の企業による甲型設計共同企業体での参加は可能ですか。	No. 73②の回答を参照してください。
77	参加資格条件	第2	4	(1)	ア	(イ)	「建築設計（監理含む）を除く設計については、他の者に委託することができる。」とありますが、建築設計（監理含む）については、乙型特定建設共同企業体の中に、設計のみを担う者を構成員として組成したものでなければ担うことができないということでしょうか。	No. 14及びNo. 73①の回答を参照してください。
78	入札参加者の備えるべき参加資格条件	第2	4	(1)	ア	(オ)	工種毎に甲型特定建設共同企業体を結成する場合の構成員数は任意とするが、代表構成員の出資比率は最大でなければならない。とありますが、甲型特定建設共同企業体を結成する場合の代表構成員に求められる経審の総合評価値は担当工種の900点から1,250点までの範囲内で設定する値を上回る点数という認識でよろしいでしょうか。また、甲型特定建設共同企業体を結成せず、単体で担当工種を施工する場合も担当工種の経審の総合評価値は900点から1,250点までの範囲内で設定する値を上回る点数という認識でよろしいでしょうか。	甲型特定建設共同企業体の代表構成員であり、かつ、乙型特定建設共同企業体の代表構成員の場合は、1,250点から1,350点までの範囲内で設定する値を上回る必要があります。また、甲型特定建設共同企業体を構成せず、単体で乙型特定建設共同企業体の代表構成員となる場合についても、1,250点から1,350点までの範囲内で設定する値を上回る必要があります。代表構成員以外の構成員については、900点から1,250点まで範囲内で設定する値を上回る必要があります。なお、詳細については、調達公告時に示します。
79	入札参加者の備えるべき参加資格条件	第2	4				乙型特定建設共同企業体を結成するに当たり、工種毎にあらかじめ共同施工型（甲型）特定建設共同企業体を組成することも妨げない、とありますが、今回の事業は各工種においても規模が大きいため、工種毎にあらかじめ特定共同企業体（甲型、乙型の別を問わない）を組成することを妨げない、という理解で宜しいでしょうか。	工種ごとに甲型特定建設共同企業体を組成することは認めていますが、乙型特定建設共同企業体内に、乙型特定建設共同企業体を結成することは認めていません。複数企業が同一工種について分担施工する場合は、乙型特定建設共同企業体の中に甲型特定建設共同企業体を組成せずに、それぞれ乙型特定建設共同企業体の構成員として参加し、個々の分担範囲を明示していただきます。
80	入札参加者の備えるべき参加資格条件	第2	4				「工種毎にあらかじめ共同施工型（甲型）特定建設共同企業体（以下「甲型特定建設共同企業体」という。）を組成することは妨げない。」とありますが工種毎の特定建設共同企業体も乙型での組成は可能ですでしょうか。	No. 79の回答を参照してください。
81	入札参加者の備えるべき参加資格条件						「乙型特定建設共同企業体を結成するに当たり、工種毎にあらかじめ共同施工型特定建設共同企業体を組成することも妨げない」とございますが、ある特定の工種で甲型JVを組んだ企業が、他の工種においてJVの構成員となることは可能ですでしょうか。	甲型特定建設共同企業体を組成した構成員が、複数の工種の施工を兼ねることは可能です。
82	施工を担う者の資格条件	4	(1)	ウ	(ウ)		「配置する監理技術者等は、本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない」とございますが、参加資格確認申請時点で、配置する監理技術者が他の工事に従事（コリンズ登録）していないことを求められるのはなぜでしょうか。建設業法に則り、契約時点で他の工事に従事していなければ、問題ないと考えてよろしいでしょうか。	前段については、入札参加資格確認申請時点で、入札参加資格に定める技術者を確実に配置可能か確認することを原則としているためです。後段については、落札候補（予定）者通知書の送付日から概ね7日以内に本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとします。なお、担当範囲の工事の施工期間（準備期間含む。）以外は、専任を要しない別の工事に従事可能です。
83	構成員の変更	第2	4	(1)	ア	(ク)	「入札参加資格確認申請書類の提出後、構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると水道局が認めた場合はこの限りではない。」について、「やむを得ない事情」とは、具体的にどのような事情を想定されておりますでしょうか。	やむを得ない事情とは、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月制定）に基づく指名停止を受ける等の理由により入札参加資格を喪失した場合又は倒産した場合を想定しています。なお、詳細については、調達公告時に示します。
84	構成員の変更	第2	4	(1)	ア	(ク)	「入札参加資格確認申請書類の提出後、構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると水道局が認めた場合はこの限りではない。」について、入札参加資格確認申請書類の提出後から入札までの間に構成員を増員もしくは減員させることは可能ですでしょうか。	入札者の都合により構成員を変更することはできません。構成員が、入札参加資格を喪失した場合又は倒産した場合に限り、当該構成員の代わりに入札参加資格を有する別企業を補充する又は当該構成員を除外することは認めますが、構成員を追加することは認めないことを想定しています。なお、詳細については、調達公告時に示します。
85	構成員の変更	第2	4	(1)	ア	(ク)	「入札参加資格確認申請書類の提出後、構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると水道局が認めた場合はこの限りではない。」について、入札参加資格が確認された後に何らかの事情により入札を辞退せざるを得ない場合、貴市より何らかのペナルティを課されることはございますでしょうか。	入札書を提出しなかった場合又は入札期間内に辞退届を提出した場合は、指名停止等の対象とはなりません。なお、横浜市指名停止等措置要綱運用基準別表1（要綱別表第2関係）措置要件第13号(3)に該当する場合は、指名停止措置の対象となる可能性があります。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所						質問	回答
86	指名停止による 参加資格喪失	第2	4	(1)	イ	(ウ)	「指名停止期間が2週間以下の場合を除く」というただし書きが入ることはありませんでしょうか。	調達公告時に示します。	
87	入札参加者の備える べき参加資格条件	第2	4	(1)	ウ	(ウ)	本事業は、工事期間が長期にわたり、また工種によっては現場工事期間が数年間空くことが予想されます。代表企業及び各構成企業ともに、工事期間中の配置技術者の変更を認めて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。 ただし、技術者の途中交代については、別途、工事請負契約約款（設計・施工一括）の特約条項（案）に示す規定に基づき、水道局と協議の上、条件を満足する技術者を配置する必要があります。	
88	参加資格条件 (施工・配置技術者)	第2	4	(1)	ウ	(ウ)	今回、施工期間が長期に渡りますが、監理技術者の途中変更は可能でしょうか。	No. 87の回答を参照してください。	
89	入札参加者の備える べき参加資格条件	第2	4				工期が非常に長くなりますが、監理技術者の途中変更は認められるでしょうか。認められる場合、その条件をご教示ください。	No. 87の回答を参照してください。	
90	施工を担う者の資格 条件	4	(1)	ウ	(ウ)		事業期間が20年間近く、監理技術者（設計という管理技術者）に同じ者を配置し続けることが困難です。設計期間、施工期間それぞれで、監理技術者を複数回変更することは可能でしょうか。 また、個人・企業の実績について、本事業自体が、例えば行政年度毎（進捗に応じた施設実績）に認められるなどの措置をしていただくことは可能でしょうか。	前段については、No. 87の回答を参照してください。 後段については、技術者等の実績について検討します。詳細については、工事請負契約約款（設計・施工一括）の特約条項（案）に示します。	
91	入札参加者の備える べき参加資格条件	第2	4	(1)	ウ	(ウ)	「配置する監理技術者等は、本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。」とありますが、工事期間中の配置技術者に変更可能な場合、変更して配置する監理技術者等は、配置技術者変更の日において、3か月以上の直接的な雇用関係があり、他の工事に従事していない者との理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。	
92	入札参加者の備える べき参加資格条件	第2	4	(1)	ウ	(ア)	乙型特定建設共同企業体は、有資格者名簿（工事関係）において、「土木」、「機械器具設置」、「電気」、「建築」、「上水道」及び「管」の全ての登録を認められている者の組合せであること。各構成員は、担当する工種に係る上記の登録を認められている者であることとありますが、本工事における「管」工事の内容としては施設内の給排水衛生設備工事、冷暖房設備工事を担当すると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。	
93	施工を担う者の資格 条件	第2	4	(1)	ウ	(ア)	「全ての登録を認められている者」の記載がありますが、コンソ構成員がいずれかを保有しており、コンソ全体で全ての登録を保有するとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。	
94	施工を担う者の資格 条件	第2	4	(1)	ウ	(ア)	乙型特定建設共同企業体は、有資格者名簿（工事関係）において、「土木」・・・「上水道」及び「管」の全ての登録を認められている者の組合せであること、とありますが、本事業は複合的な機械器具の設置であるため「管」の登録は不要と考えます。更に、上水道などの施設および設備の築造、設置する工事に該当するため「管」の登録は不要と考えますが宜しいでしょうか。	本工事は、管工事として、給排水衛生設備工事（例：給排水管の布設）及び冷暖房設備工事（例：空調設備の設置）が必要と想定しているため、有資格者名簿（工事関係）において、「管」の登録は必要です。	
95	入札参加者の備える べき参加資格条件	第2	4	(1)	ウ	(ア)	乙型特定共同企業体は、「土木」「機械器具設置」「電気」「建築」「上水道」及び「管」の全ての登録を認められた者の組合せであることを求められていますが、「管（給排水衛生設備工事や冷暖房設備工事）」工種の事業費は、他工種に比べて少ないため、事業費抑制の観点から、除外頂くことはできないでしょうか。	No. 94の回答を参照してください。	
96	参加資格条件（施工・配置技術者）	第2	4	(1)	ウ	(ア) (イ)	乙型共同企業体を組成するにあたり、「土木」、「機械器具設置」、「電気」、「建築」、「上水道」及び「管」の全ての登録がある者の組合せが必要であります。「管」所掌は、どのような工事を対象としていますか。	No. 92の回答を参照してください。	
97	参加資格条件（施工・配置技術者）	第2	4	(1)	ウ	(ア) (イ)	乙型共同企業体に「管」を登録会社を追加した場合、現場管理費等の負担が大きくなり（工事費量が少ないと想定しているため）、全体のコストが高くなると思われまます。「管」の登録がある者を除いた、「土木」、「機械器具設置」、「電気」、「建築」、「上水道」の組合せで、実施することも可能でしょうか。	No. 94の回答を参照してください。	

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答
98	参加資格条件 (施工・配置技術者)	第2	4	(1)	ウ	(ア) (イ)	「土木」、「機械器具設置」、「電気」、「建築」、「上水道」及び「管」の全ての登録がある者の組合せであることと規定されています。今回の工事では、「管」所掌部分の建設費用は他の工種に比べて極めて小さいと考えられます。乙型共同企業体に「管」の登録会社を追加した場合、現場管理費等の負担が大きくなり、結果、設計施工工事のコストが高くなると思われます。「管」の登録がある者を除いた、「土木」、「機械器具設置」、「電気」、「建築」、「上水道」の組合せでの応札はできないでしょうか。	No. 94の回答を参照してください。
99	参加資格条件 (施工・配置技術者)	第2	4	(1)	ウ	(ア) (イ)	「土木」、「機械器具設置」、「電気」、「建築」、「上水道」及び「管」の全ての登録がある者の組合せであることと規定されています。「管」所掌はどのような工事を対象としていますか。また「管」所掌の工事費はどの程度見込まれていますでしょうか。すでに公表されている基本構想等では読み取れませんでした。乙型共同企業体を組成するにあたり、ご教示ください。	前段については、No. 92の回答を参照してください。 後段については、請負人の提案する施工内容により変動するため、請負人が想定する費用を見込んでください。
100	施工を担う者の資格参加	第2	4	(1)	ウ	(イ)	「乙型特定建設共同企業体は、建設業法第3条に定める「水道施設工事業」、「電気工事業」、「建築工事業」及び「管工事業」のうち、担当する工種に係る特定建設業許可を有する者の組合せであること。」ありますが、入札参加資格審査申請について(令和3・4年度定期申請用申請ガイド)のP43発注工事分類表の中で「19 管工事業」とは、給排水衛生設備工事管、b 冷暖房設備工事となっています。本工種は建築工事での施工監理等が可能であり、事業費削減の観点から「管工事業」を削除頂く事は可能でしょうか。	施工監理の観点ではなく、施工の観点から特定建設業許可を有している必要があるため、乙型特定建設共同企業体は「管工事業」の許可を有している必要があります。
101	参加資格条件 (施工・配置技術者)	第2	4	(1)	ウ	(ウ)	複数の工種を構成員1者が担当する場合は、工種ごとに監理技術者等を施工現場に専任で配置できることと規定されています。その工種を施工している期間だけ、所定の監理技術者を配置することでよろしいでしょうか。	No. 82の回答のなお書きを参照してください。
102	入札参加者の備えるべき参加資格条件	第2	4	(1)	ウ	(ウ)	乙型特定建設共同企業体は、構成員ごとに、担当工種の建設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者(以下「監理技術者等」という。)を施工現場に専任で配置できる者の組合せであること。複数の工種を構成員1者が担当する場合は、工種ごとに監理技術者等を施工現場に専任で配置できることとありますが、各工種毎の施工期間のみの専任配置でよろしいでしょうか。「監理技術者制度運用マニュアル」には分担施工方式の際の専任時期について明確に記載が無いと思われます。	No. 82の回答のなお書きを参照してください。
103	入札参加条件	第2	4	(1)	ウ	(ウ)	建設JVの監理技術者は全工事期間配置する必要があるわけではなく、「担当工事の期間のみ配置すれば良い」との理解でよろしいでしょうか。	No. 82の回答のなお書きを参照してください。
104	施工を担う者の資格参加	第2	4	(1)	ウ	(ウ)	「乙型特定建設共同企業体は、構成員ごとに、担当工種の建設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者(以下「監理技術者等」という。)を施工現場に専任で配置できる者の組合せであること。」とありますが、工種によっては現場工事期間が空くことが予想されます。各工種の現場工事期間のみ専任及び常駐が必要との理解で宜しいでしょうか。	No. 82の回答のなお書きを参照してください。
105	参加資格条件 (施工・配置技術者)	第2	4	(1)	ウ	(ウ)	複数の工種を構成員1者が担当する場合は、当該の監理技術者証の資格を有していれば1名で兼務可能でしょうか。 (例えば土木と上水道は「水道施設の監理技術者有資格者」であれば、兼務することができるなど)	そのとおりです。
106	参加資格条件	第2	4	(1)	ウ	(ウ)	「乙型特定建設共同企業体は、構成員ごとに、担当工種の建設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者・・・を施工現場に専任で配置できる者の組合せであること。」とありますが、工種毎にあらかじめ共同施工型(甲型)特定建設共同企業体を組成した場合は、代表者が監理技術者を配置すれば、構成員は必要ないと理解してよろしいでしょうか。	建設業法第26条第1項から第3項までに規定するとおり、甲型特定建設共同企業体の構成員が、担当する施工範囲の一部について下請けとして発注した場合は、その金額に応じて監理技術者等又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置してください。 なお、甲型特定建設共同企業体の代表構成員は、原則、監理技術者を専任で配置してください。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答
107	参加資格条件 (施工・配置技術者)	第2	4	(1)	ウ	(ウ)	「土木」「建築」「上水道」工種について、同じ組合せで、甲型特定建設企業体を組成する場合は、代表者が監理技術者を配置すれば、構成員は必要ないと理解してよろしいでしょうか。それとも、甲型特定建設企業体の全ての構成員からも、工種ごとに主任技術者等を施工現場に専任が必要でしょうか。	No. 106の回答を参照してください。
108	参加資格条件 (施工・配置技術者)	第2	4	(1)	ウ	(ウ)	「本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、落札候補（予定）者通知書の送付日からおおむね7日以内に本工事に配置することができる場合に限り、」とあります。一方、「監理技術者等は、現場施工に着手するまでの期間については専任を要しない。」とあります。今回、落札決定から一定期間は設計業務を実施する必要がありますので、落札決定から現場着手までの期間は、監理技術者は別の工事に従事可能でしょうか。	本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日から現場施工に着手するまでの期間については、本工事において専任で配置する必要はなく、専任を要しない別の工事に従事可能です。
109	配置する監理技術者等	第2	4	(1)	ウ	(ウ)	配置技術者について、「・・・他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、・・・落札候補（予定）者通知書の送付日からおおむね7日以内に本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱う」との記載がありますが、「現場施工に着手するまでの期間については専任を要しない」の記載が優先されると考えて宜しいでしょうか。	No. 108の回答を参照してください。
110	入札参加者の備えるべき参加資格条件	第2	4	(1)	ウ	(ウ)	「監理技術者等は、現地施工に着手するまでの期間（現地事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については専任を要しない。」とありますが、入札参加者の提案工程で、一旦、現地施工を終了し、かつ次の現地施工までの間を設計期間とした場合、その間も専任を要さないものとしてよろしいでしょうか。	No. 82の回答のなお書きを参照してください。
111	入札参加者の備えるべき参加資格条件	第2	4	(1)	ウ	(ウ)	工種により現地施工期間が断続的に設けられる際は、施工が行われない期間（休工期間）については、監理技術者の専任は要しないと解釈してよろしいでしょうか。	No. 82の回答のなお書きを参照してください。
112	施工を担う者の資格参加	第2	4	(1)	ウ	(ウ)	「…なお、監理技術者等は、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については専任を要しない。」とありますが、機械器具設置工事の場合、設計製作期間と現場工事期間の監理技術者等の変更は可能でしょうか。又、設計製作期間は監理技術者等の専任及び常駐は必要ないと理解で宜しいでしょうか。	前段及び後段については、そのとおりです。
113	配置する監理技術者等	第2	4	(1)	ウ	(ウ)	配置技術者については、設計製作期間と現場施工期間でそれぞれ別の者を配置しても良いとの理解で宜しいでしょうか。	No. 112の回答を参照してください。
114	施工を担う者の資格参加	第2	4	(1)	ウ	(ウ)	「乙型特定建設共同企業体は、構成員ごとに、担当工種の建設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者（以下「監理技術者等」という。）を施工現場に専任で配置できる者の組合せであること。」とありますが、工種毎に甲型特定建設共同企業体を結成する場合、工種毎JVの代表構成員から主任技術者を配置し、その他構成員は主任技術者を配置するとの理解で宜しいでしょうか。またその場合においてそれぞれの主任技術者はそれぞれが担当する工事の現場期間のみ専任及び常駐が必要との理解で宜しいでしょうか。	前段については、No. 106の回答を参照してください。 後段については、監理技術者等又は主任技術者の専任及び常駐期間については、そのとおりです。
115	入札参加条件	第2	4	(1)	ウ	(ウ)	専任配置する技術者については、設計・工事期間が長期であることを考え、途中交代が可能と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。また、変更技術者の資格は、当初配置技術者と同等以上の条件を課すこととなるのでしょうか。	前段及び後段については、No. 87の回答を参照してください。
116	入札参加者の備えるべき参加資格条件	第2	4	(1)	ウ	(カ) a	乙型特定建設共同企業体で、工種によってその工種内で共同施工型（甲型）特定建設共同企業体を組成する場合、その共同施工型（甲型）特定建設共同企業体の全ての構成員について、担当工種の建設工事に係る経審の総合評価値の設定する値を上回ることが求められますか。	No. 78の回答を参照してください。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答	
117	入札参加資格者の備えるべき参加資格要件	第2	4				現場代理人は乙型建設共同企業体で1名配置することになると思われませんが、以下ご教示ください。 ・代表構成員から選任する必要がありますでしょうか。 ・工期全体に渡り専任の必要がありますでしょうか。 ・途中交代するときの要件は何でしょうか。	1点目については、現場代理人は、必ずしも乙型特定建設共同企業体の代表構成員から選定する必要はありませんが、本工事全体の管理を行っていただく観点から、代表構成員から選定することが望ましいと考えています。 2点目については、現場代理人は専任する必要はありませんが、工事現場に常駐する必要があります。 3点目については、現場代理人の途中交代の要件はありません。交代手続きについては、工事請負契約約款（設計・施工一括）の現場代理人及び主任技術者等に規定します。 なお、工事請負契約約款（設計・施工一括）については、要求水準書（案）と併せて公表を予定しています。	
118	参加資格条件	第2	4	(1)	ウ	(エ)	c	乙型特定建設共同企業体の代表構成員の「経審における「水道施設工事業」の総合評定値が、1,250点から1,350点までの範囲内で設定する値を上回ること。」とありますが、1,250点以上あればよいという理解でよろしいでしょうか。	乙型特定建設共同企業体の代表構成員は、1,250点から1,350点までの範囲内で設定する値を上回る必要があります。 なお、詳細については、調達公告時に示します。
119	参加資格条件 (施工・代表構成員)	第2	4	(1)	ウ	(エ)	d	代表構成員となる場合、所定の規模の沈殿池、粒状活性炭接触池、ろ過池、（設備の場合はポンプ井）のいずれかの実績でよろしいでしょうか。それとも、所定の規模の沈殿池、粒状活性炭接触池、ろ過池、（設備の場合はポンプ井）の全ての施工実績が必要でしょうか。	代表構成員に求める施工実績は、実施方針（案）第2の4(1)ウ(エ)dに示す施設のいずれかを求めています。
120	代表構成員の施工実績	第2	4	(1)	ウ	(エ)	d	(a)土木工事を担当する場合、沈でん池、粒状活性炭接触池又はろ過池の築造工事とありますが、沈でん池、粒状活性炭接触池、ろ過池の内、いずれか1施設の築造工事の施工実績との理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
121	代表構成員の施工実績	第2	4	(1)	ウ	(エ)	d	(b)機械器具設置工事を担当する場合、沈でん池、粒状活性炭接触池、ろ過池又はポンプ井における機械設備の新設、増設又は更新工事とありますが、沈でん池、粒状活性炭接触池、ろ過池、ポンプ井の内、いずれか1施設における機械設備の施工実績（新設、増設、更新工事の内いずれか1種類の工事で構わない）との理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
122	参加資格条件	第2	4	(1)	ウ	(カ)	a	乙型特定建設共同企業体の構成員は、「担当工種の建設工事に係る経審の総合評定値が、900点から1,250点までの範囲内で設定する値を上回ること。」とありますが、共同企業体結成の必須条件として、900点以上あればよいという理解でよろしいでしょうか。	乙型特定建設共同企業体の構成員は、900点から1,250点まで範囲内で設定する値を上回る必要があります。 なお、詳細については、調達公告時に示します。
123	構成員の資格条件	第2	4	(1)	ウ	(カ)	a	経審総合評定値については、構成員確保の観点から早めの開示が必要と考えますが、市の予定をご教示下さい。また、点数の幅がありますが、排水処理DBO同様にその他構成員の場合は900点と考えますがよろしいでしょうか。	No.122の回答を参照してください。
124	参加資格条件	第2	4	(1)	ウ	(カ)	b	乙型特定建設共同企業体の構成員は、「水道法第3条第8項に規定する水道施設又は水道施設が所在する敷地内における工事の元請としての施工実績を有すること。」とありますが、「水道施設」とは、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設のことを指しているのでしょうか。	「水道施設」とは、水道法第3条第8項に規定するとおり、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。）を指しています。
125	参加資格条件	第2	4	(1)	ウ	(カ)	b	乙型特定建設共同企業体の構成員は、「水道法第3条第8項に規定する水道施設又は水道施設が所在する敷地内における工事の元請としての施工実績を有すること。」とありますが、「管」の有資格者の施工実績は、横浜市水道局発注の工種「管」で契約施工している工事であれば施工実績として認められるのでしょうか。また、工種「管」の区分がない他の発注者の場合の施工実績はどのように考えればよろしいでしょうか。	前段については、有資格者名簿上の工種と施工実績の工種が一致する必要はありません。 企業として、工種に関わりなく、実施方針（案）第2の4(1)ウ(カ)bに掲げる施工実績を有していれば、資格条件を満たすものと判断します。 後段については、他の発注者の施工実績についても工種は限定していません。
126	参加資格条件	第2	4	(1)	ウ	(カ)	b	乙型特定建設共同企業体の構成員が甲型の共同企業体を組成した場合に、その代表構成員以外の構成員は、水道法第3条第8項に規定する水道施設又は水道施設が所在する敷地内における工事の元請としての施工実績を有する必要がありますか。	甲型特定建設共同企業体を組成した構成員は、乙型特定建設共同企業体の構成員でもあるため、実施方針（案）第2の4(1)ウ(カ)bに掲げる施工実績を有している必要があります。
127	入札参加者の備えるべき参加資格条件	第2	4	(1)	ウ	(カ)	a	「管」工事に関して他の工種と比較して請負額が小さいと想定しております。「市内経済への貢献」の観点から横浜市内業者が参画できることが良いと考えていますが、「管」工事の単体または代表構成員となる場合に経審の総合評定値は900点以上の設定値になると思っておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	「管」工事を1者で担当する場合又は甲型特定建設共同企業体で担当する場合のいずれも、「管工事業」に係る経審の総合評定値が、900点から1,250点までの範囲内で設定する値を上回る必要があります。 なお、経審の総合評定値は調達公告時に示します。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答	
128	入札参加者の備えるべき参加資格条件	第2	4	(1)	ウ	(カ)	b	乙型特定建設共同企業体の構成員は、平成18年4月1日から本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、水道法第3条第8項に規定する水道施設(以下、単に「水道施設」という。)又は水道施設が所在する敷地内における工事の元請としての施工実績を有することとなっておりますが、施工実績には修繕工事、設備点検委託も含まれるでしょうか。また、規模、金額は問わないということでしょうか。	前段については、修繕工事は工事のため含まれますが、設備点検委託は工事ではないため、含まれません。後段については、そのとおりです。
129	入札参加者の備えるべき参加資格条件	第2	4	(1)	ウ	(カ)	b	乙型特定建設共同企業体の構成員は、平成18年4月1日から本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、水道法第3条第8項に規定する水道施設(以下、単に「水道施設」という。)又は水道施設が所在する敷地内における工事の元請としての施工実績を有することとなっておりますが、「管」工種の実績として「管」工種以外の工種で施工した工事の中に給排水衛生設備工事又は冷暖房設備工事が含まれていた場合は施工実績として認められますか。	本資格条件において、本工事で担当する業種と施工実績の業種が一致する必要はありません。構成員の施工実績が、実施方針(案)第2の4(1)ウ(カ)bに掲げる施工実績であれば、資格条件を満足するものと判断します。
130	入札参加者の備えるべき参加資格要件	第2	4	(1)	エ	(7)		建築設計として示される業務対象範囲は、P.14の建業法で示される有資格者名簿上の「建築」に適合する範囲だけと考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。ただし、建築物及び土木構造物が一体となった施設についての建築物及び土木構造物の区分については、設計段階で関係機関との協議によると考えています。なお、建築設計には空調換気及び給排水衛生設備等の「管」が含まれます。
131	入札参加者の備えるべき参加資格要件	第2	4	(1)	エ	(7)		土木設計として示される業務対象範囲は、P.14の建業法で示される有資格者名簿上の「土木」「上水道」「管」に適合する範囲と考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	「土木」と「上水道」についてはそのとおりです。なお、「管」については、設備設計及び建築設計に含まれるものがあります。
132	入札参加者の備えるべき参加資格条件	第2	4	(1)	エ	(ア)		有資格者名簿(設計・測量等関係)において、「建築設計(監理含む)」、「設備設計」及び「土木設計」のうち担当する設計に係る種目の登録を認められていることとありますが、「建築設計(監理含む)」においては、「種目コード及び名称:901 建築設計(監理含む)」「細目コード:B」「細目名称:ポンプ場、処理場等の設計」に登録されていればよろしいでしょうか。	種目コードについてはそのとおりですが、細目コードについてはいずれの場合でも資格条件を満足します。
133	入札参加者の備えるべき参加資格条件	第2	4	(1)	エ	(ア)		有資格者名簿(設計・測量等関係)において、「建築設計(監理含む)」、「設備設計」及び「土木設計」のうち担当する設計に係る種目の登録を認められていることとありますが、「土木設計」においては、「種目コード及び名称:903 土木設計」「細目コード:G」「細目の名称:上水道等の設計」に登録されていればよろしいでしょうか。	種目コードについてはそのとおりですが、細目コードについてはいずれの場合でも資格条件を満足します。
134	参加資格条件(設計)	第2	4	(1)	エ	(イ)	b	設計を共同企業体で応札する場合は、所定の設計実績は、設計共同企業体の代表者の実績でよろしいでしょうか。	No.73②の回答のとおり、求める実績も併せて検討します。
135	乙型特定建設共同企業体の資格条件	第2	4	(1)	エ	(イ)	b	建築設計(監理を含む)を担う者の浄水処理施設に係る設計実績は本工事対象物(例えば、薬品注入設備棟、受変電棟又は自家発棟など)の設計実績との理解でよろしいでしょうか。	設計実績は、浄水処理施設に係る実績であれば、特定の施設の設計実績に限定しておらず、また、本工事で担当する設計の種目と設計実績の種目が一致する必要はありません。
136	建築設計を担う者に求められる設計実績	第2	4	(1)	エ	(イ)	b	浄水処理施設に係る設計実績を有することとありますが、建築設計の実績との理解で宜しいでしょうか。	No.135の回答を参照してください。
137	入札参加条件	第2	4	(1)	エ	(イ)	c	設計業務の管理技術者の配置は基本・実施設計期間のみで良いでしょうか。	設計技術者の配置については、設計期間に限らず、施工期間中においても必要に応じて適切に配置してください。
138	乙型特定建設共同企業体の資格条件	第2	4	(1)	エ	(イ)		「担う者」とは、企業としての理解であり、設計技術者の実績ではないと考えますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
139	入札参加者の備えるべき参加資格条件	第2	4	(1)	エ			乙型特定建設共同企業体の本工事における設計を自ら行う場合は、資格条件を全て満たす者であることとありますが、複数の企業による甲型設計共同企業体での参加が可能な場合は、設計に求める要件を設計共同企業体として満たしていればよろしいでしょうか。	No.73②の回答を参照してください。
140	入札参加者の備えるべき参加資格要件	第2	4	(1)	エ	(ウ)		担当技術者とは、土木設計の管理技術者と同一でも良い考えますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所						質問	回答
141	設備設計を担う者に求められる設計実績	第2	4	(1)	エ	(エ)	a	浄水処理施設に係る設計実績を有することとありますが、設備（機械設備あるいは電気設備のいずれか）の設計実績との理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
142	乙型特定建設共同企業体の資格条件	第2	4	(1)	エ	(エ)	a	設備設計を担う者の浄水処理施設に係る設計実績は沈でん池、粒状活性炭接触池、ろ過池又はポンプ井における機械設備又は電気設備の設計実績との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
143	入札参加者の備えるべき参加資格要件	第2	4	(1)	エ	(エ)		設備設計を担う者は工事設計を行うものと同じでも良いと考えますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	設備設計を担う者は、横浜市の有資格者名簿（設計・測量等関係）における登録を認められている者を指しています。
144	土木設計を担う者に求められる設計実績	第2	4	(1)	エ	(オ)	a	浄水処理施設に係る設計実績を有することとありますが、土木設計の実績との理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
145	乙型特定建設共同企業体の資格条件	第2	4	(1)	エ	(オ)	a	土木設計を担う者の浄水処理施設に係る設計実績は沈でん池、粒状活性炭接触池又はろ過池の設計実績との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
146	入札参加者の備えるべき参加資格要件	第2	4	(2)	ク			監理の範囲については、建築設計に適合する範囲だけであり、監理する期間としても業法上の建築工事を行う期間と同様の時期と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 ただし、建築物及び土木構造物が一体となった施設についての建築物及び土木構造物の区分については、設計段階で関係機関との協議によるものと考えています。
147	参加資格条件 (入札参加資格の確認)	第2	4	(3)	ア			入札参加資格確認後、構成員が不測の事態（事故等による資格停止措置）になった場合は、乙型特定建設共同企業体全体が失格となるのでしょうか。入札までの期間中、構成員の組み換え等は可能でしょうか。	乙型特定建設共同企業体の構成員が、入札参加資格を喪失した場合又は倒産した場合の取り扱いは、調達公告時に示します。 後段については、No. 84の回答を参照してください。
148	評価委員会	第2	5	(1)				「水道局職員で構成する」とありますが、貴市職員のほか学識経験者は評価委員会に入らないとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 評価委員会は、水道局職員で構成します。 ただし、落札者決定基準の作成や落札者の決定にあたっては、別途、外部有識者を交えた支援会議を開催し、助言をいただきます。
149	評価委員会	第2	5	(1)				評価委員会のメンバーには、貴水道局外の学識者や有識者は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 148の回答を参照してください。
150	評価委員会	第2	5	(1)				評価委員会のメンバーについては、入札説明書の中で公表されると考えております。	入札説明書の中で各委員の公表は行いません。
151	評価委員会	第2	5	(1)				「評価委員会は、落札者決定基準をあらかじめ決定し、」とありますが、この基準を決定するに際し、学識経験者等の第三者委員会を設置する予定はございますか。	地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の3第2項に基づく学識経験者の意見聴取を行います。 また、落札者決定基準の作成や落札者の決定にあたっては、別途、外部有識者を交えた支援会議を開催し、助言をいただきます。
152	審査及び評定に関する事項	第2	5	(1)				審査を評価委員会で実施するとありますが、要求水準書案の公表後、もしくは工事公告直後に、発注者に要求水準の内容を、対面でヒアリングする機会を頂けないでしょうか。（技術提案を行うにあたり、要求水準書で読みとれない、発注者のニーズ要望を反映して、より良い提案を行うために必要と考えます。）	実施する予定はありません。
153	審査及び評定に関する事項	第2	5	(1) (2)				「評価委員会の審査及び評定並びに入札価格を基に、落札者を決定する。」、また8頁には「本工事はWTO政府調達協定の対象となり、」と記載されています。この際の評価値算出方法は、「評価値＝技術評価点＋価格評価点」とお考えでしょうか。または特別な取扱い要綱の制定をお考えであればご教示ください。	調達公告時に示します。
154	審査及び評定に関する事項	第2	5	(1) (2)				本事業における調査基準価格設定についてのお考えをご教示ください。	調査基準価格は設定する予定ですが、調査基準価格は開札後に公表します。
155	技術資料の取扱い	第2	6	(1)				「水道局は、技術提案等の評価及び選考過程において必要と認める場合は、入札者の確認を得ずに技術資料を無償で複製及び使用できるものとする。」との記載がありますが、落札者の決定後は複製された資料は処分されるとの理解で宜しいでしょうか。 また、技術資料に記載されている内容については、技術提案等の評価及び選考過程に関わらない場合は、入札者に確認の上、了承が得られなければ使用はされないとの理解で宜しいでしょうか。	前段について、入札者から提出された技術資料は、保存及び廃棄を含めて適正に管理します。 後段については、実施方針（案）第2の6(1)に基づくものとします。
156	技術資料の扱い	第2	6	(1)				技術提案等の評価及び選考過程において必要と認める場合は、入札者の確認を得ずに技術資料を無償で複製及び使用できるとありますが、使用者は貴水道局内の職員に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	技術資料の使用者は、選考過程で技術資料を確認する者及び落札予定者の決定に係わる者です。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所				質問	回答
157	著作権	第3	6	(1)		技術資料を評価及び選考過程で複写するとありますが、個人情報保護の観点からも情報漏洩については厳格な取扱いで対応すると考えてよろしいでしょうか？	そのとおりです。
158	リスク分担	第3	2			別紙4リスク分担表No.2、「入札説明書の誤り・内容の変更に関するもの」との記載がありますが、「入札説明書」とは、p.9にある落札者決定スケジュール(案)に記載の一連の公表資料との理解で宜しいでしょうか。	入札説明書とは、本工事の調達公告時に公表する全ての書類を指します。
159	予想されるリスクと責任分担	第3	2			別紙4のリスク分担表のNo.3をはじめ水道局の責務の範囲で、請負者決定後に、請負者からの文章による質問や問い合わせに対して、発注者からの回答まで、最大何日程度の日数を要すると考えればよろしいでしょうか。	原則最大14日以内に回答します。 ただし、質問及び問い合わせの内容と量により、協議により決定します。
160	リスク分担	第3	2			別紙4リスク分担表No.6、法令・許認可の新設・変更によるもの(上記以外のもの)について、上記以外のものとして、具体的にどのような法令・許認可の新設・変更を想定されているのでしょうか。	実施方針(案)別紙4リスク分担表No.5の「法令」とは、実施方針(案)第1の2(4)ア及びイを指します。 同別紙4リスク分担表No.6の「上記以外のもの」とは、実施方針(案)第1の2(4)ア及びイ以外の法令等を指します。
161	リスク分担	第3	2			別紙4リスク分担表No.8、税制度(上記以外のもの)について、上記以外のものとして、具体的にどのような税制度の変更を想定されているのでしょうか。	実施方針(案)別紙4リスク分担表No.8の「上記以外のもの」とは、法人税や自動車税等の消費税以外を指します。
162	予想されるリスクと責任分担	第3	2			別紙4のリスク分担表のNo.9において、「住民対応」の項目があります。既存施設において、既に住民との間で結ばれている協定や慣習などルール化されたものはありますか。	浄水処理施設の北側の住居に対して、十分にプライバシー等の配慮をする必要があります。
163	予想されるリスクと責任分担	第3	2			別紙4のリスク分担表のNo.9において、「住民対応」の項目に「請負人が行う設計(調査含む)、施工に関する住民反対運動・訴訟・要望等」とありますが、設計においては、建築基準法等の法令違反に違反していない場合で住民訴訟等が発生し、計画変更等に及んだ場合の費用負担は水道局負担でよろしいでしょうか。	実施方針(案)別紙4リスク分担表No.10に示すとおり、本項に該当するものは、請負人のリスクとなります。
164	予想されるリスクと責任分担	第3	2			別紙4のリスク分担表のNo.13において、「第三者賠償」の項目に「請負人が行う設計(調査含む)、施工により第三者に損害を与えた場合の賠償責任」とありますが、設計においては設計瑕疵がない場合は水道局の責任で良いですか。請負者が責任を持つ範囲が明示された以外全てとなる場合その法令根拠を明示して下さい。	実施方針(案)別紙4リスク分担表No.14の原文のとおり、請負人のリスクとなります。
165	予想されるリスクと責任分担	第3	2			別紙4のリスク分担表のNo.19において、物価変動は国土交通省の「公共工事標準請負契約約款」第25条(スライド条項)が適用されるということによろしいでしょうか。	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更については、横浜市の工事請負契約約款(設計・施工一括)を適用します。
166	リスク分担	第3	2			別紙4リスク分担表No.18の物価変動に関して、「価格協定条項」は工事請負契約約款(設計・施工一括)において提示されるとの理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
167	リスク分担	第3	2			別紙4リスク分担表No.23の不可抗力に関して、注3の「損害又は増加費用の一部」の費用算定根拠等については、工事請負契約約款(設計・施工一括)において提示されるとの理解で宜しいでしょうか。	費用算定根拠等については、協議の上、決定します。
168	リスク分担	第3	2			別紙4リスク分担表No.23の不可抗力に関して、COVID-19のような感染症についても不可抗力の事象に含まれているとの理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
169	リスク分担	第3	2			別紙4リスク分担表No.23の注記3に関して、そもそも不可抗力であれば、損害の発生を予見して防ぐことはできないと想定します。そのため、結果的に「被害を最小限に留めたか、留めるかの評価」⇔「経済的動機付け」は難しいと思われます。その意味から、「費用の一部」に関しては「請負人の負担なし」もしくは「協議する」こととしていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
170	リスク分担	第3	2			別紙4リスク分担表No.25の施設・設備の損傷、No.27の設計(調査含む)、施工費用の増大、No.29の設計(調査含む)、施工の遅延及び未完に関して、水道局の事由によるもの以外が請負人の分担となっていますが、例えば「第3者の責に帰すべき事由による」可能性もあり得ることから、「請負人の責に帰すべき事由によるもの」のみ請負人の分担とし、それ以外の要因によるものは全て水道局の分担としていただけないでしょうか。	実施方針(案)別紙4リスク分担表No.25、27、29は、原文のとおりとします。 ただし、同別紙4リスク分担表No.25、27、29について、不可抗力に該当するものは、同別紙4リスク分担表No.23にて取り扱います。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答
171	リスク分担	第3	2				別紙4リスク分担表No.30、「設計、施工段階における技術進歩に伴い、設備の内容に変更が必要となる場合」について、注意4に「(中略)水道局と協議し決定する。」との記載がありますが、設計変更の対象になるとの理解で宜しいでしょうか。 また、詳細は工事請負契約約款(設計・施工一括)において提示されるとの理解で宜しいでしょうか。	前段及び後段については、工事請負契約約款(設計・施工一括)の特約条項(案)に示します。
172	予想されるリスクと責任分担	第3	2				別紙4のリスク分担表のNo.36において、「土壌汚染対策」は水道局の負担となっております。対策措置に関する工事工程の変更があった場合、入札等で提示した工程とは別で設定されるものと考えて良いですか。その際費用負担は水道局ということでしょうか。	前段及び後段については、そのとおりです。 なお、水道局が提示した資料等から合理的に推測し得るものは、工事工程に反映した上で、提案してください。
173	リスク分担	第3	2				別紙4リスク分担表No.38の環境汚染(アスベスト、PCB等)について、現時点で判明している限りでは、現場にアスベスト、PCB等は含まれていないとの理解で宜しいでしょうか。	アスベストについては、詳細に把握できていないため、本工事の業務内において、請負人にて調査してください。 なお、除去及び処分が必要となった場合は、水道局のリスクとなります。 PCBについては、水道局にて調査し、対処済みのため、工事範囲内にはPCBはないと考えています。
174	リスク分担	第3	2				別紙4リスク分担表No.42、「工事目的物の引渡し前の使用にあたり、(中略)損害、その他の施工に関して生じた損害」について、「引渡し前の使用」とは具体的にどのような施設、設備を想定されているのでしょうか。 また、p.19の3支払に関する事項等には「部分引渡し」に関する内容の詳細は、「別途、工事請負契約約款(設計・施工一括)等で示す。」との記載がありますが、「引渡し前の使用」についても、同様に工事請負契約約款(設計・施工一括)等で提示いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、引渡し前に使用する施設は、水道局が浄水処理施設を適切に運転・維持管理するために必要な全ての施設を指します。 後段については、そのとおりです。
175	リスク分担	第3	2				別紙4リスク分担表No.42に関しまして、No.45にて「請負人が新設・改良を行った後に発見された契約不適合」リスクは請負人側に分担されておりますので、このNo.42の分担は水道局側のみに「○」が良いのではないのでしょうか。	原文のとおりとします。
176	予想されるリスクと責任分担	第3	2				水道施設耐震工法指針の改訂が予定されています。 各種設計基準等の変更による大幅な増額については契約変更の対象と理解してよろしいでしょうか。	要綱・指針等の最新版の適用に関する事項は、工事請負契約約款(設計・施工一括)の特約条項(案)で示します。
177	支払に関する事項等	第3	3				「水道局は、協議で決定した内容に基づき、実際の進捗状況に応じて出来形部分検査又は完成検査を行い、出来形部分又は引渡し施設の対価を支払う。」とありますが、支払いのタイミングは最長でも年に1回(年度末出来高払い等)以上を想定されているという理解でよろしいでしょうか。	出来高部分払いは年に1回、部分引渡しは進捗状況に応じて支払うことを想定しています。
178	部分引渡し	第3	3				支払いに関する事項等において、工期前に部分引き渡しをした設備については、引き渡し後の維持管理は市の所掌と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
179	本工事における履行状況の監督	第3	4				「適正な履行状況の監督」とは、施工監理も市側で実施されると考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。	No.13の回答を参照してください。
180	技術提案等が達成されなかったときの対応	第3	5	(2)	イ		「請負人が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出」とありますがその評価の方法は、要求水準書(案)と同時に公表されるのでしょうか。	調達公告時に示します。
181	技術提案等が達成されなかったときの対応	第3	5	(2)	イ		「請負人が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出」とありますが、第2.5審査及び評定に関する事項(1)評価委員会にて再審査を行うのでしょうか。また、評価項目はすべて定量的に評価できる項目を想定されているのでしょうか。	前段については、評価委員会で決定した評価基準に基づき、工事担当課で行います。 後段については、調達公告時に示します。
182	施設の立地条件	第4	1				建築指導課などの関係部局と、施設の立地条件に関連する各種法的規制類や指導内容などについて、契約前の事前協議を行うことは可能でしょうか。	本工事の技術資料の作成にあたる事前相談であると明らかにした上で、関係機関へ相談していただくことは可能です。 ただし、契約締結後の設計、施工段階で改めて関係機関との協議をお願いします。 契約締結前の相談をもって、事前協議に代えることのないよう、十分に留意してください。
183	施設の立地条件	第4	1				土壌汚染対策法について、工事対象エリアは、特定施設や要措置区域に指定されていないという理解でよろしいでしょうか。	本施設は、水質汚濁防止法における特定施設です。 また、土壌汚染対策法における要措置区域に指定されるかは、請負人が施工する範囲において土壌汚染状況調査を行い、関係機関に確認してください。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答
184	本施設の概要	第4	2				施設状況に関連し、既存浄水場の最大・平均・最小処理水量をご教示ください。	No. 1の回答を参照してください。
185	沈でん池及びその性能について	第4	2				沈でん池について、今回既設躯体を利用した機械設備の更新と認識しますが、その場合、現状の270,000m ³ /dから約1.46倍の394,000m ³ /dに処理量を増やす計算となります。また、P20の施設状況の沈でん池の寸法から計算して、改築後のプロセス仕様（水面積負荷、池内平均流速等）は、必然的に、水道施設設計指針の求める仕様値の上限付近に来ることも予想されます。 以上より、土木構造の制約がある中で、事業者側の設計自由度は極めて低いと考えます。一方で、別紙6-2に「沈でん池処理水の管理基準」が定められています。 上記を勘案すると、上述「管理基準」は事業者にとって目標値であり、責任を負わない（負えない）と考えますが、その理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 管理基準は、管理措置（水量調整、PAC注入量変更等）が機能しているかどうかを示す基準であり、管理措置の発動要件として用いているものです。 なお、混和池の増設等により、管理基準を達成できる施設整備の提案を期待します。
186	リスク分担	第4	3				別紙4リスク分担表No.20の構成員に関して、「構成員」と「請負人」とで分けて記載されている理由をご教示ください。	実施方針（案）別紙4リスク分担表No.20について、請負人が特定建設共同企業体であることを想定しており、ここでは請負人全体ではなく、その中の1企業を指すために、「構成員」を使用しています。 本工場の悪化を引き起こした構成員を選定した責任は請負人にあることを意味しています。
187	リスク分担	第4	3				別紙4リスク分担表No.23の不可抗力に関して、ハザードマップ等で予見できるものは水道局のリスクとの理解で宜しいでしょうか。	請負人が予見可能であれば、実施方針（案）別紙4リスク分担表No.23の不可抗力の定義に該当しないため、請負人のリスクとなります。
188	リスク分担	第4	3				別紙4リスク分担表No.39の設計による（上記以外のもの）について、「水道局が提示した資料等から合理的に推測し得るもの」とありますが、「水道局が明示してあるもの」に変更していただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
189	工事範囲	第4	3				別紙2に「一時、本工事範囲外（関連工事※）」との記載がありますが、どういことでしょうか。	令和14年度末までは、関連工事の相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る導水施設整備工事の範囲となることを想定しているため、本工事で当該敷地を使用することができないという意味です。 なお、関連工事の完成後は使用可能となります。
190	工事範囲	第4	3				中央監視設備の更新において、西谷浄水場以外（場外施設）との監視信号のやりとりが発生した場合、場外施設側の改造や試験調整は別途工事でよろしいでしょうか。	西谷浄水場監視制御設備（中央監視設備）は、西谷浄水場（浄水処理施設）の敷地内にある設備の監視制御だけでなく、敷地外にある設備の遠隔監視制御が可能です。 本工事では、この新設・撤去（更新）を行うことから、浄水場の敷地外における施工も発生します。 工事範囲の詳細については、別途、要求水準書（案）に示します。
191	基本計画策定に用いた検討条件	第4	4				「施設配置」の検討条件に「施設整備の施工や運転・維持管理を考慮し、基本計画時に作成した施設配置図（令和2年度10月時点と工事完成後）を参考に示す」と記載がありますが、「施設配置」はあくまでも参考という理解で、各事業者提案でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
192	基本計画策定に用いた検討条件	第4	4				浄水処理方式のうち、粒状活性炭吸着池は上向流式を採用されるという理解でよろしいでしょうか。浄水処理の安定性、維持管理性向上のため、異なる形式の提案は可能でしょうか。	粒状活性炭吸着設備は、上向流式とします。
193	基本計画策定に用いた検討条件	第4	4				水質計器のうち、別紙6-6に記載された計器は全て設置するという理解でよろしいでしょうか。浄水処理の安定性を向上させるための水質計器の追加や、効率性の向上のための水質計器の削減は可能でしょうか。	水質計器の設置数の増減については、合理的な理由を資料等で示した上で、水道局との協議により決定します。
194	基本計画策定に用いた検討条件	第4	4				標準ろ過速度とは、標準運用水量に適用するろ過速度という認識でよろしいでしょうか。	標準ろ過速度は、最大運用水量（原水ベース）におけるろ過速度です。
195	基本計画策定に用いた検討条件	第4	4				ろ過速度については、120m/日を標準としつつ、水道施設設計指針やその他、合理的な根拠に基づいて変更することは可能という認識でよろしいでしょうか。	ろ過速度については、120m/日以下とします。 なお、詳細については別途、要求水準書（案）に示します。
196	基本計画策定に用いた検討条件	第4	4				粒状活性炭標準通水速度とは、標準運用水量に適用する通水速度という認識でよろしいでしょうか。	粒状活性炭標準通水速度とは、最大運用水量（原水ベース）における通水速度です。
197	基本計画策定に用いた検討条件	第4	4				粒状活性炭標準通水速度については、240m/日を標準としつつ、水道施設設計指針やその他、合理的な根拠に基づいて変更することは可能という認識でよろしいでしょうか。	粒状活性炭標準通水速度については、240m/日以下とします。 なお、詳細については、別途、要求水準書（案）に示します。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所				質問	回答
198	基本計画策定に用いた検討条件	第4	4			施設設計における最大運用水量、標準運用水量、最低運用水量の位置付けを教示願います。 各運用水量が、それぞれ年間あたり、どれくらいの頻度で運用する水量なのか（例えば、最大運用水量は水需要の増える夏場の約3か月間の水量、等）について教示願います。	相模湖で取水できる水量は国の許可条件により、季節で変動します。そのため、最大運用水量は、水利権水量の全量、標準運用水量は、最大運用水量の95%、最低運用水量は沈でん池の停止を伴う池清掃等を想定した水量です。
199	基本計画策定に用いた検討条件	第4	4			想定する水質項目と原水水質の設定値（別紙6-1）に関して、藻類について、浄水での過去10年間の最大値が記載されていませんが、教示願えないでしょうか。	藻類については、浄水では測定していません。
200	基本計画策定に用いた検討条件	第4	4			水質管理値及び水質管理目標値（別紙6-2）に関して、再整備後の「浄水場出口水」の採水箇所は、ポンプ井、2号配水池、3号配水池のいずれでしょうか、採水箇所を教示願います。 また、再整備後の「ろ過水」の採水箇所についても教示願います（ろ過池流出渠でしょうか。）。	基本計画では、浄水場出口水はポンプ井、ろ過水は流出井又は浄水渠（ろ過池流出渠）と想定しています。 なお、詳細については、別途、要求水準書（案）に示します。
201	基本計画策定に用いた検討条件	第4	4			水質管理目標値（別紙6-2）に関して、ろ過水の粒子数が50とありますが、現在のろ過水のサンプリング位置、粒子サイズ（例えば何ミクロン以上の個数か）について教示願えないでしょうか。 また、ろ過水粒子数の年間平均値と最大値についても教示願えないでしょうか。	前段については、サンプリング位置は各ろ過池出口です。粒子サイズは、ろ過水1mL中に含まれる2μm径以上の粒子数です。 後段について、粒子数については第1ろ過池を1つの群（1群）に、第2ろ過池を2つの群（2群、3群）に分けて、群の中で1池を代表して測定しています。令和元年度実績における、ろ過池の各群の粒子数は次のとおりです。第1ろ過池（1群）は、年間平均値が10、最大値が41。第2ろ過池（2群）は、年間平均値が17、最大値が50。第2ろ過池（3群）は、年間平均値が21、最大値が48。 なお、維持管理等により、群の中で測定するろ過池を切り替えることがあります。また、値にはろ過池の洗浄中、洗浄直後のデータも含まれています。さらに、測定値の異常値などは除外しています。こうしたことから、粒子数については、浄水処理状況を把握するための参考値として取り扱っています。
202	基本計画策定に用いた検討条件	第4	4			目標水質（別紙6-2）について、水質管理値及び水質管理目標値、沈でん池処理水の管理基準は厳守すべき値ではなく、これらの値を目標としながら運用することで、水質基準値を厳守できる施設整備を行うとの理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
203	基本計画策定に用いた検討条件	第4	4			薬品注入（別紙6-5）について、前PAC、後PAC、前次亜、中次亜、後次亜、硫酸の注入点数が2点/系統となっていますが、1点は予備との理解で宜しいでしょうか。	薬品注入管の閉塞等の故障を防止するため、2点（各注入設備）の交互運転を想定しています。
204	基本計画策定に用いた検討条件	第4	4			水質計器（別紙6-6）に関して、既設の水質計器及びサンプリングポンプは流用せずに、再整備後に必要な水質計器及びサンプリングポンプは全て新設するとの理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
205	基本計画策定に用いた検討条件	第4	4			工業計器（別紙6-7）について、着水量が電磁式、急速ろ過池流量計が差圧式となっていますが、これらは参考であり、仕様・形式等は事業者提案によるとの理解で宜しいでしょうか。 また、その他の工業計器についても同様に、仕様・形式等は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	別途、要求水準書（案）に示しますが、明示が無い場合、請負人提案となります。
206	基本計画策定に用いた検討条件	第4	4			西谷浄水場の施設能力は356,000m ³ /日ですが、現在、実際に処理している水量について教示願います。	No. 1の回答を参照してください。
207	基本計画策定に用いた検討条件	第4	4			既設の第1、第2ろ過池それぞれの、施設能力としての設計ろ過速度と、現在、実際に処理している水量に対する実ろ過速度の、それぞれについて教示願います。	第1、第2ろ過池：設計時 標準150m/日 第1、第2ろ過池：実ろ過速度 平均92m/日（ろ過水量ベース） 実ろ過速度は、平成30年度の実績値です。
208	基本計画策定に用いた検討条件	第4	4			標準ろ過速度と粒状活性炭標準通水速度が、それぞれ120m/日、240m/日とされています。これらは、既設の処理実績や実験結果等を基に設定されたものと推測しますが、これらの条件よりも大きなろ過速度、通水速度での提案は認められるでしょうか。	No. 195及びNo. 197の回答を参照してください。
209	基本計画の検討条件	第4	4			「基本計画策定に用いた検討条件」の標準ろ過速度は120m/日は固定と考えてよろしいでしょうか。	No. 195の回答を参照してください。
210	基本計画策定に用いた検討条件	第4	4			示された条件は参考であり、要求される条件は要求水準（案）で示されるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所				質問	回答
211	基本計画策定に 用いた検討条件	第4	4			施設配置において、「基本計画時に作成した施設配置図を参考に示す。」とありますが、この配置は基本計画策定に用いた検討条件ではなく、要求水準書(案)を作成する上で、ベースとなる検討条件とはいえないと解釈してよろしいでしょうか。	実施方針(案)別紙6-3施設配置図(参考)は基本計画時のものを参考として示しています。施設配置は請負人の提案によります。
212	基本計画策定に用いた 検討条件					回収率 標準時：95.7% (浄水ロス4.3%) 悪化時：87.8% (浄水ロス12.2%) 上記回収率以上を満足した施設設計とするとの理解で宜しいでしょうか。また、水質悪化時とは具体的にどの水質時を指すのでしょうか。	前段については、回収率は実績ベースの数値であり、排水処理施設への流入等の参考として示したものです。 後段について、水質悪化時とは藻類によるろ過障害(漏出、閉塞)発生時を想定しています。
213	検討条件	第4	4			浄水場全体の予備力欄に「本市全体の水運用で対応する」とありますが、メンテナンス等により本浄水場で処理水量が低下する場合、企業団からの受水等により水量をカバーするため、本浄水場では予備力不要との理解でしょうか。	そのとおりです。
214	検討条件	第4	4			処理系列欄に記載される「池」「群」「系統」について、定義をご教示ください。	「系統」については、一連の施設及び設備の運用、制御上の基本構成単位を示しているものです。 「群」については、粒状活性炭設備、ろ過池等、個別の池を数池まとめた運用、制御上の構成単位です。 「池」については、運用、制御上の最小の構成単位です。
215	検討条件	第4	4			処理系列欄に記載されている系列数や群数等は基本検討時の条件であり、提案者による提案事項と考えますがよろしいでしょうか。	施設、設備の系列数については最低限2系統、4群を想定しています。 なお、詳細については、別途、要求水準書(案)に示します。
216	検討条件	第4	4			ろ過速度および通水速度等の設備仕様は、提案事項と考えますがよろしいでしょうか。	No. 195及びNo. 197の回答を参照してください。
217	施工順序	第4	4			検討条件には施工順序が示されていませんでした。各設備の完成時期などの制約条件は無く、最終的に工期内に全て完成していればよいとの理解でよろしいでしょうか。	完成時期の制約条件はあります。 No. 23、No. 32及びNo. 54の回答も参照してください。
218	処理系列	第4	4			表「基本計画策定に用いた検討条件」の「処理系列」において、「沈でん池の1池、粒状活性炭吸着設備及びろ過池の1群停止時においても295,500m ³ /dの処理水量を確保する」、とありますが、これには混和池は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
219	急速ろ過池	第4	4			表「基本計画策定に用いた検討条件」の「標準ろ過速度」の「標準」とは、具体的に何を示しているかご教示ください。	No. 194の回答を参照してください。
220	原水水質検討条件	第4	4			原水水質の設定値を基準とするとありますが、別紙6-1に示された設定値を超過する原水は対象としないとの事でしょうか。設定値とは原水引渡し基準との理解でよろしいでしょうか。	本工事については、水道局にて運転管理を行うため、実施方針(案)別紙6-1原水水質の検査結果等で示した設定値は、引渡し基準ではありません。あくまでも、設計時の設定水質となります。
221	目標水質検討について	第4	4			浄水について水質管理値や水質管理目標値が設定されております。どちらの数値を要求事項として想定されていますでしょうか。ご教授願います。	水質管理値及び水質管理目標値は、どちらも要求事項ではありません。
222	ろ過速度 検討条件	第4	4			「基本計画策定に用いた検討条件」として、標準ろ過速度が120m/日とありますが、これらの条件よりも速いろ過速度での提案は受け入れられますでしょうか。また受け入れられる条件があればご教授願います。	No. 195の回答を参照してください。
223	粒状活性炭 検討条件	第4	4			「基本計画策定に用いた検討条件」として、粒状活性炭標準通水速度が240m/日とありますが、これらの条件よりも速い通水速度での提案は受け入れられますでしょうか。また受け入れられる条件があればご教授願います。	No. 197の回答を参照してください。
224	回収率検討条件	第4	4			回収率の条件に水質悪化時とありますが、悪化を想定している具体的な水質項目とその濃度についてご教授願います。	項目は、実施方針(案)別紙6-1原水水質の検査結果等で示した想定する水質項目と原水水質の設定値の珪藻類、藍藻類、鞭毛藻類となります。濃度は、原水水質の設定値の値となります。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答
225	排水基準検討について	第4	4				別紙6-9に排水基準が示されていますが、排水処理施設は本事業の整備範囲には含まれておりません。そのため、本事業での民間提案により排水の濃度レベルを担保することは困難と考えております。排水基準の未達は事業者側のペナルティではないとの理解でよろしいでしょうか。	本工事の施工中に発生する排水については、排水処理施設を介さずに直接公共用水域に排出する場合には、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく水質基準を遵守する必要があります。 また、試運転等で排水処理施設を経由する場合については、水道局の責任にて対応します。 なお、排水先、排水量及びその他の条件については、別途、要求水準書（案）に示します。
226	工事対象施設	第4	5				別紙3の⑦沈でん池（フロック形成池含む）について、機械設備としてフロキュレータ、汚泥掻寄機等が撤去、新設（更新）となっています。R2.6.26に市HP公表の基本計画見直し検討書のp.38、39に記載の概算工事費（浄水施設範囲：約631億円）には含まれていないと思われませんが、本事業にこれらは含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	実施方針（案）別紙3工事対象施設⑦のとおり、フロキュレータ、汚泥掻寄機等は本工事において撤去、新設の対象となります。
227	工事対象施設の詳細	第4	5				工事対象施設の別紙3「㊸歴史的建造物」の移設に関わって、重要構造物であり、事前調査や移設の手法等を検討するために、詳細の業務内容及び見積条件を提示してください。	実施方針（案）別紙3工事対象施設に示した歴史的建造物については、国登録有形文化財であることを考慮し、資料閲覧で示した「平成30年度西谷浄水場内歴史的建造物基礎調査」等の資料を参考に、請負人にて移設及び補強方法を検討してください。 なお、移設の条件については、別途、要求水準書（案）に示します。
228	工事対象施設の詳細	第4	5				工事対象施設の別紙3「㊸歴史的建造物」1号配水池中央通路出入口は、撤去後に復元とありますが、復元方法、復元場所、を提示してください。	別途、要求水準書（案）に示しますが、復元方法及び復元場所は、請負人の提案によります。
229	工事対象施設の詳細	第4	5				現場見学会でご案内いただいた管理棟B2Fコンプレッサー室が工事対象施設（別紙3）に含まれていないので対象外と理解してよろしいでしょうか。	既設コンプレッサーは、撤去対象となります。 なお、詳細については、別途、要求水準書（案）に示します。
230	交付金の支援を得るための協力	第7					「請負人は水道局が交付を受けられるように協力しなければならない」とありますが、協力の内容が、国庫補助金申請のための、官公庁積算価格の作成であった場合、本事業はDBであり、応札金額は民間の実勢単価をもとに積算をするものであるため、その積算を官公庁単価に置き換える作業は、横浜市水道局殿で行っていただけるという理解で宜しいでしょうか。	国庫補助に係る申請にあたり、実勢単価を官公庁単価に置き換える必要がある場合は、請負人に実施していただくことを想定しています。
231	交付金の支援を得るための協力	第7					「請負人が行う水道局が交付を受けられるための協力」とは具体的にどのような作業を想定されているかをご教授ください。	各年度の施工範囲等を示した図面作成や交付対象工事費の算出を想定しています。 なお、交付対象施設は、ろ過池及び粒状活性炭吸着設備を予定しています。
232	交付金の支援を得るための協力	第7					本工事は、現時点において国庫補助金の交付申請対象とありますが、対象としている施設をご教示願います。	No. 231の回答を参照してください。
233	交付金	第7					補助金を受給できなかった場合でも、本工事への影響は無いと考えてよろしいでしょうか。また、リスク分担表には記載がございませんが、リスク負担については貴局と考えてよろしいでしょうか。	前段については、そのとおりです。 後段については、請負人が作成すべき書類の提出が遅延した場合は、請負人のリスクとなります。 なお、作成する書類については、No. 231の回答を参照してください。
234	予定価格	第8	1				本工事の予定価格の算出に当たっては、令和2年6月22日付け及び令和2年7月7日付け厚生労働省大臣官房 生活衛生・食品安全審議官通知に基づき「令和2年度水道施設整備費に係る歩掛表」が適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	予定価格については、国の基準や本市及び他都市の実績等を参考に算出します。
235	その他の事項	第8					「西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）」の実施方針（案）には、入札保証金と契約保証金の記載がありましたが、本件には記載がありません。本工事は工事期間が20年と長期に渡り、保険会社に確認したところ契約保証が取れないと回答がありました。契約保証金についてはどのようにお考えでしょうか。	契約保証の期間については、工事期間の範囲内で請負人と保証機関が協議の上、設定することを認める内容で検討しています。 契約保証金については、部分引渡しに応じて保証の見直しを認めることを検討しています。 なお、詳細については、工事請負契約約款（設計・施工一括）の契約の保証の規定及び工事請負契約約款（設計・施工一括）の特約条項（案）に示します。
236	工事範囲						別途DB（導水管・排水処理）との配管取合点は、図に示される工事範囲内であり、取合点は変更できない理解でよろしいでしょうか。また、公告時には取合点に関する資料（口径、フランジ規格、埋設震度等）が公表される予定と考えてよろしいでしょうか。	配管取合点については、別途、要求水準書（案）に示します。取合点の変更については、水道局及び関連工事の請負人間での協議により、変更可能です。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答
237	実施方針(案) 公表時閲覧資料						図に「②」と図示された2,355.56m ² のエリア(公舎跡地)を仮設ヤードとして活用する場合、浄水処理施設の整備工事が専用に使えらる範囲と期間を提示下さい。	実施方針(案)別紙2敷地面積及び工事範囲に示す②(公舎跡地)については、バルブ及び流量計が設置された範囲を除き、仮設ヤードとして、本工事の期間中の使用は可能です。バルブ及び流量計の位置は別途、要求水準書(案)に示します。
238	工事対象施設						①着水井に消石灰注入設備(新設)の記載がありますが、令和2年6月26日に貴市HPに公開された「西谷浄水場再整備事業基本計画の見直し(概要版)」p3図1-2ではそれらの記載はありません。今回事業に含まれるでしょうか。	消石灰については簡易設備を想定しているため、設置スペースを確保することとなります。
239	別紙3 工事対象施設					①	⑦着水井「消石灰注入設備 火山灰対策」とありますが、具体的にどのような事態を想定されているかご教示願います。	富士山の噴火による降灰を想定しています。
240	工事対象施設	①					①着水井の消石灰注入設備について、備考に火山灰対策とありますが、この設備の使用頻度、注入量、注入方式についてご教示ください。	No.238及びNo.239の回答を参照してください。
241	既設構造物調査						「工事対象施設」④沈でん池の改良「集水渠4分割化、北側処理水取出口新設」とありますが、築47年の構造物であり、劣化の程度によっては、工程や工費の変動要因となります。現時点で劣化状況を把握していれば公表してください。また、把握されていない場合は事前調査を実施して下さい。	沈でん池については、平成20年度に実施した耐震診断にて状況を確認し、平成23年度から平成26年度に実施した耐震補強工事で一部を補修しています。これらの資料については、横浜市ホームページにて令和2年12月11日に公表した「落札者決定のスケジュール(案)(令和2年12月11日変更)」のとおり、第3回資料閲覧にて示します。 なお、詳細については、横浜市ホームページにて公表します。
242	工事対象施設	⑥					混和地の既設躯体は流用し、機械・電気設備を更新対象と理解してよろしいでしょうか。	別途、要求水準書(案)に示します。 なお、基本計画では各系統に混和池を1池増設としています。 また、既設機械・電気設備は更新対象となります。
243	工事対象施設	⑦					⑦沈でん池(フロック形成池含む)の機械設備について、「採水ポンプ、配管、フロキュレータ、汚泥掻き寄せ機等」とありますが、傾斜板も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
244	工事対象施設	⑦					沈殿池の既設躯体は流用し、機械・電気設備を更新対象と理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。 ただし、集水渠の改良が含まれます。
245	工事対象施設	⑦					沈でん池の機械設備として、採水ポンプ、配管、フロキュレータ、汚泥掻寄機等とありますが、沈降装置、集水トラフも撤去・新設の対象との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
246	別紙3 工事対象施設					⑦	⑦沈でん池の機械設備の新設及び撤去にフロキュレータ、汚泥掻寄機等の記載がありますが、令和2年6月26日公表の「令和2年3月の西谷浄水場再整備事業基本計画見直し及び設計条件整理業務委託検討書(基本計画報告書 概要版)(横浜市水道局、日水コン)」のP8では、No.4沈殿池では既設活用とあり、同P39表8-2事業費年度工事割 ③-5 沈殿池の改造には機器の撤去・更新が含まれていない記載と読み取れます。今回事業に沈でん池の主要な機械設備(フロキュレータ、汚泥掻寄機等)の更新及び撤去は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	No.226の回答を参照してください。
247	工事対象施設について					⑦	⑦機械設備(フロキュレーター、汚泥掻寄機) 沈でん池の機械設備(採水ポンプ、配管、風呂キュレータ、汚泥掻寄機等)が新設撤去に区分されていますが、令和2年6月26日付にて横浜市HPで公表された「西谷浄水場再整備事業基本計画見直し【概要版】におけるP8表2-2浄水処理主要施設一覧No4沈殿池 既設活用とする」と記載があるため、沈殿池の機械設備(フロキュレータ、汚泥掻寄機)は、今回事業に含まないという理解でよろしいでしょうか。	No.226の回答を参照してください。
248	工事対象施設 (沈でん池)	⑦					⑦沈でん池の機械設備の新設にフロキュレータ、汚泥掻寄機等の記載がありますが、別紙6-3の施設配置図の沈殿池該当部分に、工事完成後施設配置がなく、新設・更新とよみとれません。また、公表されている令和2年3月の西谷浄水場再整備事業基本計画見直し及び設計条件整理業務委託検討書(基本計画報告書 概要版)の8ページでは、沈でん池では既設活用とありますので、今回事業に沈でん池の主要な機械設備(フロキュレータ、汚泥掻寄機等)の更新は含まれない(既設活用)と考えてよろしいでしょうか。	No.226の回答を参照してください。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答
249	工事対象施設	別紙3 (P1)					⑦沈でん池(フロック形成池)の備考欄にフロキュレータ、汚泥掻寄機等とありますが、本事業にこれら設備更新を含む沈でん池の大幅な改良は含まれないと考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	No. 226の回答を参照してください。
250	工事対象施設						⑦沈殿池設備にフロキュレータ等の撤去・新設が記載されていますが、令和2年6月26日に貴市HPに公開された「西谷浄水場再整備事業基本計画の見直し(概要版)」ではそれらの記載はありません(p8、2.2.1項 表2-2)。沈殿池機械の更新も今回事業範囲に含まれるでしょうか。	No. 226の回答を参照してください。
251	工事対象施設	別紙3 (P1)	別紙6-3 (P2)				別紙3 (P1)⑦ではフロキュレーター、汚泥掻寄機等も「新設と撤去に○」が記載されています。一方、別紙6-3 (P2)では、フロック形成池、沈でん池は対象施設外と捉えられますが、フロキュレーター、汚泥掻寄機等の新設と撤去も本事業の含まないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 226の回答を参照してください。
252	工事対象施設	別紙3 (P1)	別紙6-3 (P2)				フロック形成池と沈殿池の機能分析と改良提案を行い、その改良を本事業で実施することは可能でしょうか？また、この提案に際して、追加の現場見学や資料閲覧の機会を設けていただくことは可能でしょうか？	前段については、別途、要求水準書(案)に示します。 後段については、No. 64、No. 68及びNo. 241の回答を参照してください。
253	工事対象施設について					⑩	⑩監視制御室(管理棟1F・B1F) 管理棟2Fに設置させられている浄水課水運用サーバーは今回対象外でよろしいでしょうか。	西谷浄水場監視制御設備は、管理棟2Fに設置されている浄水課水運用計算機と接続されています。浄水場監視制御設備からは、西谷浄水場敷地内敷地外設備の計測・状態信号等を伝送し、水運用計算機からは西谷浄水場敷地内敷地外設備の運用計画値が伝送されています。 本工事では、この水運用計算機設備との接続ケーブル布設・接続までが施工範囲となります。 なお、水運用計算機については、今後更新予定のため、具体的な信号授受の方式等は、本工事の請負人と水運用計算機設備の製作・設置メーカーで協議を行い決定します。 工事範囲等は、別途、要求水準書(案)で示します。
254	工事対象範囲						別紙3にて、監視制御設備が更新対象となっておりますが、監視制御設備の更新範囲に、場外機場設置機器の更新は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	No. 190の回答のとおり、西谷浄水場監視制御設備では、西谷浄水場敷地外設備の遠隔監視制御が可能です。西谷浄水場敷地外の施設には、当該監視制御設備の一部である遠方中継装置が設置されており、西谷浄水場敷地外設備と接続して現場設備の信号授受を行っています。本工事には、この遠方中継装置の新設・撤去(更新)が含まれています。
255	工事対象施設						⑳㉑葉注室の撤去に、機械及び電気基礎は含まれるでしょうか。	そのとおりです。
256	工事対象施設						㉒洗浄水槽について、撤去時期に指定はありますか。	請負人の提案によりますが、急速ろ過池を新設し、切替の完了以降と想定しています。
257	工事対象施設						各施設の備考に、具体的な機器名が記載されていますが、これらの機器名はあくまでも参考であり、機能的に満足すれば、機器の省略または、記載とは異なる機器の採用は可能であるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 ただし、合理的な理由を資料等で示した上で、水道局の承諾を得る必要があります。
258	工事対象施設						令和2年10月の説明会及び現場見学会において、管理棟B2Fに計装用の空気源設備(コンプレッサ4台、タンク2台及び付属機器)がありましたが、これらの機器が別紙3に記載が見当たりません。 これら機器の撤去及び新設有無についてご教示ください。	No. 229の回答を参照してください。
259	工事対象施設						貴水道局のホームページで公開している、「西谷浄水再整備事業基本計画見直し及び設計条件整理業務委託 検討書 令和2年3月」においては、例えば、「8.概算工事費」について、実施方針(案)と施工範囲の大きな違いがみられますが、これらの変更に伴う予算は計上されているという理解でよろしいでしょうか。	別途、要求水準書(案)に示す本工事の対象範囲に基づき、必要な費用を計上します。
260	工事対象施設	別紙3 (P2)					自家発棟の既設発電設備については、「移設流用」または「撤去」「新設」としていただけないでしょうか？	既設発電設備については、基本計画では移設流用としていますが、請負人の責任と負担にて撤去・新設(更新)することは可能です。別途、要求水準書(案)に示します。
261	別紙3						既設発電設備は「移設流用」となっておりますが、事業者範囲で「更新」とさせていただきます事も可能と考えてよろしいでしょうか。	No. 260の回答を参照してください。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答
262	別紙3 工事対象施設					㉗	㉗自家発棟の機械設備の既設発電設備は移設流用とありますが、事業者の責任において移設又は新設としても宜しいでしょうか。	No. 260の回答を参照してください。
263	工事対象施設 (既設発電設備)	㉗					「既設発電設備は、移設流用」とありますが、移設流用だけでなく、更新も可能と考えてよろしいでしょうか。	No. 260の回答を参照してください。
264	工事対象施設について					㉗	㉗自家発棟について既設発電設備は、長期の安定稼働と、移設及び切替工事に生じるリスク等を考慮し、請負者の責任において、移設流用ではなく、更新としてもよろしいでしょうか。	No. 260の回答を参照してください。
265	工事対象範囲						別紙3にて、受電所が新設施設となっていますが、新設する受電所の電源の引き込みは、既存の東京電力殿からの回線を流用する形になるのでしょうか。	西谷浄水場の受電について、常用側受電点は排水処理施設内、予備側受電点は浄水処理施設内にあります。 本工事にあわせて、浄水処理施設と排水処理施設の各々で受電する構成へ変更します。 本工事では、常用側受電点については浄水処理施設内に新設し、予備側受電点については、既設の設置位置で構いませんが、UGSを含め新設・撤去（更新）をしてください。 具体的には、別途、要求水準書（案）で工事範囲を示します。
266	工事対象施設 ㉗自家発棟 機械設備						備考欄に既設発電設備は移設流用とありますが、技術提案の中で、更新設備に対するの容量不足や新設する発電機盤類との性能について保証が困難であると判明した場合は、移設流用ではなく、新設を含んだ提案事項としてよろしいでしょうか？	No. 260の回答を参照してください。
267	場内連絡管						工事対象施設のうち、場内連絡管の施工に伴う既設管路の切り替え作業は市側で実施されるという認識でよろしいでしょうか。	水運用に伴うバルブ操作等は水道局が行います。
268	電気設備に係る 既設改造						電気設備において、浄水場各施設の運用停止を最小限に安全に切替するためには、新旧中央監視設備の一時的な並行稼働が必要になりますが、そのために要する既設側の改造や養生等は、既設メーカーに依存せざるを得ないことから、公平性が確保されるよう、本工事の範囲から除外されるとの理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。 既設監視制御設備（旧中央監視設備）の改造は、別途水道局が発注する工事で実施します。 ただし、水道局が予算確保、設計及び施工する上で必要な情報について、請負人の提供が遅延した場合には、請負人が行う工事の遅延、未完及び費用の増大が発生したときは、請負人のリスクとなります。
269	工事対象施設						工事期間中の見学者受け入れ有無についてご教示ください。	別途、要求水準書（案）に示します。 本工事期間中において、小学生等の一般見学者の受け入れは実施しません。 ただし、本工事への理解を深めていただくために、施工現場等の見学を実施することがあります。
270	工事対象施設						公告時に追加で公開される予定の資料内容をご教示ください。	実施方針（案）別紙3工事対象施設に関連する追加資料については、要求水準書（案）の公表を予定しています。 なお、調達公告時に公表する資料は、入札説明書、要求水準書、総合評価落札方式実施要領書、工事請負契約約款（設計・施工一括）、工事請負契約約款（設計・施工一括）の特約条項等を予定しています。
271	工事対象範囲						出来形部分検査が完了した施設、又は、水道局殿に部分引渡し完了した施設が目標耐用年数を迎えた場合、更新は水道局殿にて実施すると考えてよろしいでしょうか。	目標耐用年数に到達するまでの年数は、部分引渡し後から起算して算出します。したがって、出来形部分検査が完了した施設は、水道局が引渡しを受けていないため、目標耐用年数の算出は行いません。 本工事で完成した施設を水道局への部分引渡し後、工事期間中に目標耐用年数を迎えた場合は、当該施設の更新を水道局で実施します。 本工事では、基本的に既存施設の設置年度と水道局の目標耐用年数から判断した年度を基準に、本工事期間中に水道局による更新が複数回発生しないように、施設の新設・撤去（更新）を実施してください。
272	リスク分担表 許認可・届出	No. 3 No. 4					共通 制度関係「許認可・届出」の項目の内、請負人が取得すべき許認可の内容を具体的にご教示願います。	No. 6の回答を参照してください。
273	リスク分担表 許認可・届出	共通	制度関係	許認可・届出	4		請負人帰責による許認可・届出の遅延リスクに関し、その要因が、貴局が提供すべき資料や情報の遅延による影響であることが明らかだった場合は、注1と同様、貴局帰責という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
274	リスク分担表						No. 5法令で、「（本工事に直接かかわるもの）」の記述について、本工事に直接かかわるものとは、法令・許認可の新設・変更によって、請負人が調査、設計、設備、製品および工事においてコスト負担が発生するもの、ということでしょうか。	そのとおりです。 ただし、水道局が費用負担すべき範囲は、協議により決定します。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答
275	リスク分担表 法令	共通	制度関係	法令	5, 6		「法令・許認可の新設・変更によるもの（本工事に直接かかわるもの）」のリスクは水道局の負担とありますが、ここで言う本工事に直接かかわる法令とは、実施方針（案）P2～6に示されている（4）工事に関係する主な法令等のア～エの内容を示すという理解でよろしいでしょうか。	No. 160の回答を参照してください。
276	リスク分担表 法令	No. 5 No. 6					共通 制度関係「法令」の項目の内、本事業に係る法制度の新設、許認可の新設・変更は貴水道局の負担、上記以外のは請負人の負担とされていますが、どのような法律を想定されているかご教示願います。	No. 160の回答を参照してください。
277	リスク分担表 法令	No. 5 No. 6					「法令」は、法令のみならず、条例、通達、行政指導、ガイドラインなども含むと理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
278	リスク分担表 法令	共通	制度関係	法令	6		上記以外「（本工事に直接かかわるもの以外）」とありますが、そのような法令・許認可の新設・変更が現時点で請負人にどのようなリスクを及ぼすか判断ができません。水道局・請負人両者「○」とし、注意書きで新設・変更時点での協議により決定する等の内容に変更していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
279	リスク分担表 法令	No. 6					「法令・許認可の新設・変更によるもの（上記以外のもの）」は請負人の負担とありますが、法令・許認可の新設・変更によるリスクは予見できないため、そのような事態が発生した場合には費用負担について別途協議としていただけませんかでしょうか。	No. 278の回答を参照してください。
280	リスク分担表					No. 6	法令・許認可の新設・変更は請負人でコントロールすることが不可能なため、すべて貴市にてご負担いただけないでしょうか。	No. 278の回答を参照してください。
281	リスク分担表					No. 8	税制度の変更は請負人でコントロールすることが不可能なため、すべて貴市にてご負担いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
282	別紙4 リスク分担表					8	税制度：上記以外のものとは具体的にどのような変更を想定されていますでしょうか。	No. 161の回答を参照してください。
283	リスク分担表 住民対応	No. 9 No. 10					住民対応について、遵守すべき関係法令、条例、規則及び要綱以外の要望について、現時点で判明している内容があればご教示ください。	No. 162の回答を参照してください。
284	リスク分担表 住民対応	No. 9 No. 10					共通「住民対応」の項目の内、これまでの事業説明等で明確になっている制限事項があればご教示ください。	No. 162の回答を参照してください。
285	リスク分担表 住民対応	No. 9 No. 10					共通「住民対応」の項目の内、本施設の設置に伴う住民反対運動により要求水準に示される以上の仕様を要求された場合のリスクは貴水道局負担との理解でよろしいでしょうか。	No. 163の回答を参照してください。
286	リスク分担表					No. 10	請負人が行う設計（調査含む）、施工に関する住民反対運動・訴訟・要望等であっても、その内容が要求水準を満たしている場合においては、本事象に係る損害等は貴市にてご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 163の回答を参照してください。
287	リスク分担表 住民対応	共通	社会	住民対応	10		「施工に関する住民反対運動」という表現は「本工事に対する反対運動」という意味合いにも取れ少々紛らわしいと思料いたしますが、ここでは日常起こりうる「施工に関する住民からの苦情」という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 なお、No. 163の回答も併せて参照してください。
288	リスク分担表 環境問題	No. 11 No. 12					共通「環境問題」の項目の内、「環境の悪化」とは、関連法規や条例を逸脱した状態と考えてよいでしょうか。	実施方針（案）別紙4リスク分担表の「環境の悪化」とは、関係法令の逸脱及び本工事の施工前と同程度の環境よりも悪化することを指します。
289	リスク分担表 環境問題	No. 11 No. 12					現時点で顕在化している「環境問題」があればご教示ください。	現時点で、水道局が把握している環境問題はありません。
290	リスク分担表 環境問題	No. 11 No. 12					共通「環境問題」の項目の内、「請負人が行う設計（調査含む）、施工に起因する環境の悪化」は請負人の負担となっていますが、貴水道局の要求に基づいた請負人の提案、業務に起因するものは貴水道局の負担との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）にて指定した事項及び契約締結後に水道局が指示した事項等については、水道局のリスクとなります。 ただし、請負人が提案した事項については、請負人のリスクとなります。
291	リスク分担表					No. 12	請負人が行う設計（調査含む）、施工に起因する環境の悪化であっても、その内容が要求水準を満たしている場合においては、本事象に係る損害等は貴市にてご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 290の回答を参照してください。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答
292	リスク分担表 第三者賠償	No. 13 No. 14					共通 社会「第三者賠償」の項目の内、帰責事由が特定できないもののリスクは貴水道局の負担との理解でよろしいですか？	No. 170の回答のただし書きを参照してください。
293	リスク分担表 第三者損害	No. 14					貴市「R2.5 工事請負契約約款（設計・施工一括）」が使用されることを前提として、契約約款第29条各項に規定されている範囲を超えて、請負人がリスクを負担するものではないとの理解で宜しいでしょうか。	第三者に及ぼした損害については、請負人がリスクを負担する範囲は、工事請負契約約款（設計・施工一括）の第三者に与えた損害の規定及び要求水準書（案）で示す事項になります。 なお、参照している工事請負契約約款（設計・施工一括）は、本工事の契約締結時に使用するものと異なることがあります。
294	リスク分担表 保険の付保と適用範囲	No. 17					共通「保険の付保と適用範囲」の項目について、保険の付保範囲については技術提案によるもの（任意）との考えでよろしいでしょうか。	そのとおりです。
295	リスク分担表 保険の付保と適用範囲	No. 17					共通「保険の付保と適用範囲」の項目について、保険の付保範囲は当該範囲を対象とし、別紙2の工事対象の敷地面積内との理解でよろしいでしょうか。	No. 294の回答を参照してください。
296	リスク分担表 保険の付保と適用範囲	No. 17					共通「保険の付保と適用範囲」の項目について、全てが請負人の負担と読み取れます。請負人が加入する範囲外（場外施設など）において貴水道局で加入を予定されている保険について参考としてご教示願います。	水道局が、本工事に伴い、新規で火災保険等に加入する予定はありません。現在、水道局は、公益社団法人日本水道協会の水道賠償責任保険に加入しています。
297	リスク分担表 保険の付保と適用範囲	No. 17					共通「保険の付保と適用範囲」の項目について、全てが請負人の負担と読み取れます。貴水道局で加入される保険は無いとの理解でよろしいでしょうか。（他自治体では、建物や火災保険等はコスト面から発注者で共済保険等に加入される例も聞き及んでおります。）	実施方針（案）別紙4リスク分担表No. 17は、請負人が損害を与える又は受ける範囲において、任意で保険に加入した費用の負担及び保険に加入しなかったことによる請負人が負う損害等は、請負人のリスクになることを意図していません。 なお、水道局の加入している保険については、No. 296の回答を参照してください。
298	別紙4 リスク分担表					18	物価変動：「本契約において水道局と請負人との間で予め合意した価格改定条項の範囲内」とありますが、落札者決定から工事請負契約締結までの間に横浜市水道局殿と事業者との間で契約協議期間を設けて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	実施方針（案）別紙4リスク分担表No. 18の「本契約において水道局と請負人との間で予め合意した価格改定条項の範囲」とは、工事請負契約約款（設計・施工一括）の賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に規定する『1000分の15』を指しており、詳細については、契約締結後に協議します。 なお、No. 293の回答のなお書きを参照してください。
299	リスク分担表 物価変動	No. 18 No. 19					共通「物価変動」の項目について、「本契約において水道局と請負人との間で予め合意した価格改定条項の範囲内」となっております。価格改定条項の取決方法についてご教示願います。	No. 298の回答を参照してください。
300	リスク分担表 責務不履行 施設設備の損傷	No. 21 No. 22 No. 24 No. 25					第三者の加害行為（破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等）により、事業変更・施設運営停止・事業継続の不履行などが生じた場合の負担についてご教示願います。	No. 170の回答のただし書きを参照してください。
301	リスク分担表 不可抗力	No. 23					貴市「R2.5 工事請負契約約款（設計・施工一括）」が使用されることを前提として、本項記載のリスクが顕在化する場合、契約約款第30条各項に基づき、発注者及び請負人が各々リスクを分担するとの理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。 なお、No. 293の回答のなお書きを参照してください。
302	リスク分担表 不可抗力	No. 23					共通「不可抗力」の項目の内、「生じた損害又は増加費用の一部については、請負人も負うものとする」とありますが、金額の割合をご教示願います。	請負人の金額割合は、本工事の請負代金額の100分の1までです。 詳細については、工事請負契約約款（設計・施工一括）の不可抗力による損害に規定します。
303	リスク分担表	その他					注3の生じた損害又は増加費用の一部の金額・割合の考え方は入札説明書等の公表で示されるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 302の回答を参照してください。
304	リスク分担表						注3に「生じた損害又は増加費用の一部については、請負人も追うものとする」との記載がありますが、「生じた損害又は増加費用の一部」の具体的な負担割合と内容を明示して下さい。	No. 302の回答を参照してください。
305	リスク分担表					注3	「当該リスクは水道局が主にリスクを負担するが、損害を最小限にとどめる経済的動機付けを与えるため、生じた損害又は増加費用の一部については、請負人も負うものとする。」とありますが、請負人が負う損害又は増加費用の範囲を具体的に提示いただけますでしょうか。	No. 302の回答を参照してください。
306	リスク分担表 不可抗力	No. 23					共通「不可抗力」の項目の内、請負人が従負担となっている考え方をご教示願います。請負人側は、原因調査、復旧に向けた協力をもって従負担と考えます。	請負人は、原因調査、復旧に向けた協力等のほかに、No. 302の回答のとおり、一定の費用負担があるためです。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答
307	リスク分担表 不可抗力	No. 23					共通「不可抗力」の項目について、双方の責めに帰すことのできない事由についてのリスクは、請負人側では負いかねます。従たるリスクを負う場合でも事業費高騰の要因となります。貴水道局にて負担をお願いします。	原文のとおりとします。
308	リスク分担表 不可抗力	共通	不可抗力		23		新型コロナウイルス等、未知の疫病等の蔓延による工事中止リスクは、本年の新型コロナウイルスの対応と同様「不可抗力」と見做されるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 ただし、原則、新型コロナウイルス感染症等の対応は、国等からの通知文に基づき、協議により決定します。
309	リスク分担						No. 23 コロナ等の疫病による工事の中断・工期の延期についての取り扱いについてご教授ください。	No. 308の回答のただし書きを参照してください。
310	リスク分担表 不可抗力	No. 23					共通「不可抗力」の項目について、生じた損害又は増加費用の一部については、請負人の負担となっています。請負人の負担、初動対応（原因調査・復旧に向けた貴水道局への協力）に係る役務提供との考え方で良いでしょうか。また、「事業計画・内容の変更、事業の延期・中止」に係る契約の見直しに応じることとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、No. 302及びNo. 306の回答を参照してください。 後段については、事由に応じて、協議により決定します。
311	リスク分担						No. 23 大幅な水質変動は、不可抗力リスクに該当するでしょうか。	西谷浄水場の原水水質が大幅に変動し、水道局が要求水準から逸脱した施設の設計及び施工を指示した場合は、工事請負契約約款（設計・施工一括）の条件変更等の規定に該当するため、水道局が費用負担を行います。
312	リスク分担						No. 24 第三者に起因する損傷（場内への進入、場外からの異物投入）については、水道局の事由によるものに含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。	実施方針（案）別紙4リスク分担表No. 23の不可抗力に該当します。
313	リスク分担表	No. 24					「施設・設備の損傷」の「水道局の事由によるもの」には、貴水道局及び、貴水道局が発注する本工事以外の工事、調達、設計、委託業務等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
314	リスク分担表	No. 24 ～29					同時期に場内で実施される別の事業（排水処理施設、導水管）の請負人によるリスクは「水道局の事由」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
315	リスク分担表 施設・設備の損傷	No. 25					「上記以外の要因によるもの」とありますが、「請負人の事由によるもの」以外に想定されているケースを具体的にご教示ください。	No. 170の回答のただし書きを参照してください。
316	リスク分担表					No. 25	「上記以外の要因によるもの」とありますが、請負人が過度なリスク費を計上し事業費の低減効果が低くなると考えため、「請負人の事由によるもの」に見直していただけないでしょうか。	No. 170の回答を参照してください。
317	別紙4 リスク分担表					25 27 29	「上記以外の要因によるもの」は請負人負担とありますが、請負人のリスク負担は「請負人の事由によるもの」と変更頂けないでしょうか。	No. 170の回答を参照してください。
318	リスク分担						No. 26 要求水準を満たす提案に対して提案内容を超える要望が市からあった場合の設備費増大は、水道局の事由によるリスクと考えられ、増大する費用は協議対象と理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
319	リスク分担表					No. 27	「上記以外の要因によるもの」とありますが、請負人が過度なリスク費を計上し事業費の低減効果が低くなると考えため、「請負人の事由によるもの」に見直していただけないでしょうか。	No. 170の回答を参照してください。
320	リスク分担表 設計（調査含む）、 施工費用の増大	No. 27					「上記以外の要因によるもの」とありますが、「請負人の事由によるもの」以外に想定されているケースを具体的にご教示ください。	No. 170の回答のただし書きを参照してください。
321	リスク分担表 設計（調査含む）、 施工の遅延及び未完	No. 29					「上記以外の要因によるもの」とありますが、「請負人の事由によるもの」以外に想定されているケースを具体的にご教示ください。	No. 170の回答のただし書きを参照してください。
322	リスク分担表					No. 29	「上記以外の要因によるもの」とありますが、請負人が過度なリスク費を計上し事業費の低減効果が低くなると考えるため、「請負人の事由によるもの」に見直していただけないでしょうか。	No. 170の回答を参照してください。
323	リスク分担表	No. 30					「技術進歩」について、分析技術や科学的調査の進歩により、既存技術に新たな課題が生じた結果、既存技術を事実上使用できなくなる事例も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答
324	リスク分担表 技術進歩	共通	技術進歩		30	注4	リスク分担が両者で、注4として「新技術の採用にあたっては協議し決定」とありますが、この場合は別途変更契約を締結することになりますでしょうか。新技術ですと増額となることが予想されますので、議会承認が必要となるような変更契約を避けることを目的にVEやCD等によって何か別項目を減じて「増減ゼロ」とすることは非常に困難と思料いたします。	新技術の採用にあたり、変更契約が必要か協議により決定します。 なお、新技術の導入により費用を軽減できる可能性もあります。また、変更契約時の議会承認は不要です。
325	リスク分担表	No. 35					「設計図書等の成果物」とは、P1の用語の定義の「設計成果物」と同一であるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
326	リスク分担表 土壌汚染	設計	土壌汚染		36		設計（調査）段階だけではなく、施工段階においても同様に扱うという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 なお、事前・事後調査については、請負人の提案による施設配置・施工方法及び関係法令に基づく関係機関との協議等により適切に検討してください。
327	リスク分担表 地中埋設物	設計	地中埋設物		37		設計（調査）段階だけではなく、施工段階においても同様に扱うという理解でよろしいでしょうか。	No. 326の回答を参照してください。
328	リスク分担表						No. 37地中埋設物で、「水道局が事前に示した埋設物を除き、対策が必要になった場合」とあります。この「水道局が事前に示した埋設物」とは、今回ご提示された実施方針（案）公表時間閲覧資料で示された埋設物でよろしいでしょうか。	実施方針（案）別紙4リスク分担表No. 37の「水道局が事前に示した」とは、本工事の入札前までに、水道局が本工事に係る資料として示した全ての資料を指します。
329	リスク分担表 環境汚染物質	設計	環境汚染物質		38		設計（調査）段階だけではなく、施工段階においても同様に扱うという理解でよろしいでしょうか。	No. 326の回答を参照してください。
330	リスク分担表					No. 38	環境汚染物質（アスベスト、PCB等）について、対策が必要となった場合、水道局側のリスクとなっておりますが、調査費及び対策費をともにご請求できるということでしょうか。また、調査を実施したが、対策が不要だった場合、その調査費用はご請求可能でしょうか。	No. 173の回答を参照してください。
331	リスク分担表 設計	設計	上記以外に関するもの		39		「水道局が提示した資料等から合理的に推測し得るもの」とありますが、合理的に推測できるかどうかの判断には協議が必要になるケースがあると判断します。必要に応じて協議をしていただければという解釈でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
332	リスク分担表 引渡し前の使用に係る損害	No. 42					貴局による工事目的物の引渡し前の使用により生じた損害について、請負人が負担することを想定されているケースを具体的にご教示ください。	例えば、水道局が、請負人の作成した竣工図書及び運転操作マニュアル等に基づき適切な運転・維持管理を行ったにもかかわらず損傷等が発生した場合等です。
333	リスク分担表	No. 43 No. 44					施設性能について、別紙6-2に記載される水質基準値、水質管理値、水質管理目標値等は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	別途、要求水準書（案）に示します。
334	リスク分担表 施設における契約不適合	施工及び引渡し	施設における契約不適合		45, 46		「請負人が新設・改良を行った後に発見された契約不適合」は請負人、「請負人が撤去・新設・改良を行う以前に生じた契約不適合」は水道局となっております。既存施設を改良する場合のその判断は、改良に着手する前に構造物毎に水道局と請負人によって確認をする、という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 設計成果物に既存施設の改良内容等を記載し、水道局の承諾を受けた後に施工してください。
335	リスク分担表 引渡後オペレーションリスク	施工及び引渡し	オペレーションリスク		50, 51	注2	「注2 請負人の過失により発生した場合を除く」のただし書きに関して、引渡済みで運用中の施設と施工が並行している中での請負人過失を想定していると思料いたしますが、オペレーションミスを招く請負人過失とはどのような事象でしょうか。逆に、オペレーションミスによる設計及び施工への影響についての規定の明文化はございませんか。	前段については、実施方針（案）別紙4リスク分担表注2の「請負人の過失」とは、請負人が作成した竣工図書及び運転操作マニュアル等の水道局が運転・維持管理をする上で必要な資料の誤り等の事象を想定しています。 後段については、実施方針（案）別紙4リスク分担表No. 26及びNo. 28に記載のとおりです。
336	リスク分担表 メンテナンスリスク	施工及び引渡し	メンテナンスリスク		52	注2	「注2 請負人の過失により発生した場合を除く」のただし書きに関して、引渡済みで運用中の施設と施工が並行している中での請負人過失を想定していると思料いたしますが、本工事終了時点での要求水準未達状態が引渡済み箇所の維持管理不十分が原因で惹起したにもかかわらず請負人過失となるケースをご教示ください。逆に、維持管理不十分による施工への影響についての規定の明文化はございませんか。	No. 335の回答を参照してください。
337	リスク分担表					No. 52	本工事期間中における部分引渡後または引渡後設備の性能維持に必要なメーカー定期点検や補修工事の所掌範囲は、貴局と認識してよろしいでしょうか。	そのとおりです。 ただし、契約不適合により修繕が必要な場合は、請負人が対応するものとします。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答
338	リスク分担表 工事終了の要求未達	工事終了	工事終了時の 施設状態等		54	要求水準及 び技術提案 の未達	仮に、工事終了時点で要求水準及び技術提案の未達があり、その要因が段階的に引渡す箇所における維持管理不十分によるものだったことが明らかな場合には帰責者負担となるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
339	リスク分担表 全般						「リスク分担表」では判断しがたい事象が発生した場合や請負人に帰責事由がないことが明らかな場合は、その都度協議は可能でしょうか。	実施方針（案）別紙4リスク分担表No.55のとおり、協議により決定します。
340	実施方針(案)公表 時閲覧資料一覧	番号 117	p20				基本計画報告書の3.1の表3-1検討項目表(8/45)の区分N0.64の池面積について、基本計画を進めるにあたり、さらに検討が必要な事項「60m2以下」とあります。60m2以下とされた理由についてご教示ください。	第1回質問及び意見の受付の対象については実施方針（案）を想定していました。実施方針（案）公表時閲覧資料に関する質問は、横浜市ホームページにて令和2年12月11日に公表した「落札者決定のスケジュール（案）（令和2年12月11日変更）」のとおり、第2回資料閲覧後の第2回質問に対する回答と併せて回答します。 なお、詳細については、横浜市ホームページにて公表します。
341	実施方針(案)公表 時閲覧資料一覧	番号 117	p21				基本計画報告書の3.1の表3-1検討項目表9/45)の区分N0.6-11の洗浄用水用次亜について、洗浄用次亜の目的および必要とされた理由についてご教示ください。	No.340の回答を参照してください。
342	実施方針（案） 公表時閲覧資料						電子データで貸与された「31_西谷浄水場着水井築造工事並びに急速ろ過池取壊し工事 1～25.pdf」と「32_西谷浄水場着水井築造工事並びに緩速濾過池取壊し工事 その1～その25.pdf」は同様の図面と思われませんが、どちらを正と考えればよろしいでしょうか。	No.340の回答を参照してください。
343	実施方針（案） 公表時閲覧資料						「33_西谷浄水場沈澱池築造工事 竣工図 その1～その16.pdf」の図面のうち、その14の盛土平面図の場所は、敷地北東部の公舎の部分でしょうか。	No.340の回答を参照してください。
344	実施方針（案） 公表時閲覧資料						「基本計画報告書」のP.437によれば、天日乾燥床はR10年に撤去予定となっておりますが、撤去を早める場合、制約条件を明示下さい。	No.340の回答を参照してください。
345	実施方針（案） 公表時閲覧資料						「基本計画報告書」のP.440によれば、水道資料館はR15年に撤去予定となっておりますが、撤去を早める場合、制約条件を明示下さい。	No.340の回答を参照してください。
346	実施方針（案） 公表時閲覧資料						「基本計画報告書」の16.2施工ステップに示された撤去施設について、撤去時期の制約があれば明示下さい。	No.340の回答を参照してください。
347	実施方針（案） 公表時閲覧資料						「基本計画報告書」のP.440によれば、水道記念館はR15年に急速ろ過池と同時に撤去する予定となっておりますが、水道記念館の撤去（一部撤去を含む）を早める場合、制約条件を明示下さい。	No.340の回答を参照してください。
348	実施方針（案） 公表時閲覧資料						「基本計画報告書」の位置づけは、参考資料であり、施設配置や施工手順などは、要求水準を満足する範囲であれば事業者提案ということによるのでしょうか。	No.340の回答を参照してください。
349	実施方針（案） 公表時閲覧資料						「基本計画報告書」の「16.3 施工における課題の検討」では、16.3.1、16.3.2、16.3.5、16.3.6、16.3.7、16.3.8および16.3.9において、既存施設や既存配管への新設管（仮配管含む）の接続方法が示されていますが、機能を満足すれば事業者提案で変更は可能でしょうか。	No.340の回答を参照してください。
350	実施方針(案)公表 時閲覧資料一覧	番号 117					基本計画報告書において、随所に基本構想報告書を引用とありますが、公平性の観点より、基本構想報告書の公表をお願い致します。	横浜市ホームページにて令和2年12月11日に公表した「落札者決定のスケジュール（案）（令和2年12月11日変更）」のとおり、第2回資料閲覧で示します。 なお、詳細については、横浜市ホームページにて公表します。
351	実施方針(案)公表 時閲覧資料一覧	番号 117	p122				基本計画報告書の7.4.4において「ミニチュアプラントによる実験を行い、処理性への影響等に関して継続して検討するものとします」とあります。検討結果について、公平性の観点より公表をお願いいたします。	No.340の回答を参照してください。
352	実施方針（案）公表 時閲覧資料一覧						本案件の規模及び複雑性且つ公平な競争の観点から、「既設沈でん池及び急速ろ過池の運転データ」及び「過去に貴水道局が実施した粒状活性炭に関する実験データ」について、実施方針（案）段階で開示される必要があると考えますが、これらは今後開示戴けるという理解でよろしいでしょうか。	横浜市ホームページにて令和2年12月11日に公表した「落札者決定のスケジュール（案）（令和2年12月11日変更）」のとおり、粒状活性炭に関する実験データについては、第2回資料閲覧で、既設沈でん池及び急速ろ過池の運転データについては、第3回資料閲覧で示します。 なお、詳細については、横浜市ホームページにて公表します。
353	実施方針（案）公表 時閲覧資料一覧						令和元年度全国会議(水道研究発表会)で「西谷浄水場への導入に向けた上向流式活性炭処理実験」を公表されていますが、本実験結果報告書（7年4か月間）を閲覧資料にしていただけではないでしょうか。	No.352の回答を参照してください。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所				質問	回答
354	実施方針(案)公表 時閲覧資料一覧					貴局にて実施された、西谷浄水場への導入に向けた上向流式活性炭処理実験について、透明性、公平性の確保の観点から、実験結果報告書の公表時期をご教示ください。	No. 352の回答を参照してください。
355	実施方針(案)公表 時閲覧資料一覧					貴水道局では西谷浄水場への導入を目的とした上向流式活性炭処理実験を実施されていますが、公平性の観点から、実験結果報告書の公表をお願いします。	No. 352の回答を参照してください。
356	実施方針(案) 公表時閲覧資料一覧					実施されています上向流式活性炭処理実験の実験結果報告書の公表をお願いいたします。	No. 352の回答を参照してください。
357	実施方針(案)公表 時閲覧資料一覧					貴水道局では西谷浄水場への導入を目的とした上向流式活性炭処理実験を実施されており、その結果5年間処理性が維持されたことを公表されています。この結果は、実験で使用された粒状活性炭の仕様によるところが大きく、公平性の観点と実験結果を十分に活用するために粒状活性炭に関する以下の仕様をご教示願います。 ①粒度(粒径分布)②均等係数③pH値④硬度⑤充填密度⑥比表面積⑦細孔容積⑧ヨウ素吸着能⑨ABS価⑩メチレンブルー脱色力⑪フェノール価⑫調整フミン吸着容量⑬電気伝導率⑭塩化物⑮鉛⑯亜鉛⑰ヒ素⑱カドミウム⑲強熱残分	No. 352の回答を参照してください。
358	既存施設の構造					実施方針(案)や別途、受領した資料等から、既設の施設(沈殿池、急速ろ過池、配水池等)は直接基礎と見られます。既存の施設は直接基礎であり杭基礎ではないということでしょうか。	閲覧資料等から請負人にて判断してください。
359	原水水質の検査結果 等	3				原水水質の設定値とありますが、原水の引渡条件を示されているとの理解でよろしいでしょうか。	No. 220の回答を参照してください。
360	別紙6-1 原水水質の検査結果					アルカリ度を示す数値の提供は可能でしょうか。	横浜市ホームページの水質試験結果及び水質試験年報を参照してください。
361	浄水場出口の水質					別紙6-2では水質基準値に対して、水質管理値、水質管理目標値及び沈でん処理水の管理基準は、本工事の完了する令和23年度以降のために設定された値であり、施工期間中は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	水質管理値、水質管理目標値及び沈でん処理水の管理基準は現在の設定値であり、水道局ではこの設定値に基づく水質管理を行います。そのため、施工期間中においても、この設定値が達成できる施設を求めます。 なお、設定値の見直し等により、契約条件の変更が必要となった場合は、水道局と協議により、対応を決定します。
362	浄水場出口の水質	No.ろ 過水	濁度			ろ過水の出口濁度は、ろ過池浄水渠(系統設置)の測定にて判断するという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
363	別紙6-3					別紙6-3において、沈殿池には着色(青囲い)がなされておりませんので、機械設備としてフロッキュレータ、汚泥掻寄機等の撤去、新設は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	No. 226の回答を参照してください。
364	施設配置図(参考)					公舎の解体撤去が「令和3年度解体工事予定」とありますが、その後の跡地利用として資材置き場や駐車場、仮設事務所の設置等請負人が利用できるものという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
365	施設配置図(工事完 成後)					ポンプ井から2号配水池への配管着色範囲が浄水施設側迄とありますが、着色部以外の埋設管については、更新対象外という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
366	施設配置図(工事完 成後)					新規着水井への配管接続は、接続可能な範囲での埋設管施工という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
367	既設管の位置					「施設配置図(令和2年10月時点)」には、既設管が示されています。そこに一部「D P = 不明」と記されていますが、工事着手時には明らかになるのでしょうか。	当該既設管の資料がないため、お示しすることができません。 本工事の契約締結後、現場調査をした上で、施工を行ってください。
368	既設管の位置					「施設配置図(令和2年10月時点)」には、既設管が示されています。平面的な位置、深さは図の通りでよろしいでしょうか。	施設配置図(令和2年10月時点)は、参考として取り扱います。
369	施設計画					「施設配置」が事業者提案の場合、施設配置上の制約条件(管接続場所等)があれば明示下さい。	別途、要求水準書(案)に示します。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答
370	施設計画						「基本計画報告書 概要版」では、オゾン処理施設を考慮して検討するよう記載されていますが、実施方針（案）の別紙6-3の「施設配置図（完成後）」は、オゾン処理施設を考慮した配置となっているのでしょうか。新たにオゾン処理施設を考慮すると、施設レイアウトの見直しが必要となりますが問題ないでしょうか。	オゾン処理施設は要求事項に含めないため、考慮する必要はありません。
371	施設計画						「施設配置図（完成後）」には、管理用道路の幅、共同溝の内空について明記されていませんが、それらについての要求事項はありますでしょうか。	別途、要求水準書（案）で示します。
372	施設計画						「施設配置図（完成後）」には、1号配水池を撤去した場所に急速ろ過池を構築することになっています。新設構造物に支障がない範囲において、地中に残置することは可能でしょうか。仮設の土留め等においても、新設構造物に影響がない範囲において残置することは可能でしょうか。	地中構造物については、原則全て撤去してください。 ただし、地中構造物を撤去することで周辺地盤の安定性を損なう場合などは残置も認められることがあります。請負人にて検討し、関係機関と調整の上、水道局と協議をしてください。 なお、契約締結前の協議については、No. 182の回答を参照してください。
373	電波塔移設の可能性						「施設配置図（完成後）」の中で、北東に位置する電波塔は、配管や急速ろ過池に近い位置にあり、土留めとは更に近接することになります。検討案によっては、より近接する可能性があります。移設可能と考えて宜しいでしょうか。また、移設する場合は制約条件がありますか。	前段については、電波塔への影響がないよう施設規模や施工範囲を検討してください。 後段については、電波塔の移設は認めません。
374	施設計画						見学会の説明の中で②エリアには仮設ヤードとしての使用と説明されたが、第1種低層住居専用地域に準じた施設の建設は可能でしょうか。	別途、要求水準書（案）に示しますが、実施方針（案）別紙6-3施設配置図（参考）に示す公舎跡地及び水道記念館の敷地については、工事ヤード及び工事における現場事務所など仮設としての使用以外は認めません。
375	施設配置図						完成後の施設配置図ですが、参考図との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
376	施設計画						粒状活性炭吸着設備の池数が32池となっていますが、施設能力が要求水準を満たせば、6池×4群＝24池（うち2池予備）など、各池仕様を満足すれば、池数（割数）を変更することが可能でしょうか。	粒状活性炭吸着設備の池数（割数）については、各池仕様を満足すれば、変更が可能です。別途、要求水準書（案）に示します。
377	浄水処理の考え方						浄水処理のフローや薬品注入点等が参考として非常に細かく示されていますが、このフローや薬品注入点等を変更する際の手続きをご教示ください。	浄水フローについては変更を認めません。 薬品注入点については、合理的な理由を資料等で示した上で、水道局が承諾すれば、変更が可能です。
378	薬品の種類及び注入点等（参考）						令和2年6月26日に貴市HPに公開された「西谷浄水場再整備事業基本計画の見直し（概要版）」p. 3図1-2には、3号配水池への小雀系や企業団系からの流入水に対して、補給次亜や残塩計の記載があり、別紙6-5と齟齬があるように見受けられます。補給次亜・残塩計は今回事業に含まれない（既設流用）の理解でしょうか。	別途、要求水準書（案）に示します。
379	別紙6-5 薬品の種類及び注入点等（参考）						使用する薬品の種類及び濃度についてご指定はございますでしょうか。又、既設備の各薬品濃度についてご教示願います。	薬品の種類及び濃度の指定があります。 詳細については、別途、要求水準書（案）に示します。
380	別紙6-5 薬品の種類及び注入点等（参考）						各薬品の貯留槽容量について、貯留日数のご指定はございますでしょうか。又、既設備の各薬品の貯留日数についてご教示願います。	別途、要求水準書（案）に示します。
381	別紙6-5 薬品の種類及び注入点等（参考）						各薬品貯留槽の形状・材質についてのご指定はございますでしょうか。	別途、要求水準書（案）に示します。
382	水位高低差						図中の水位に附番されている③、③'、④は、具体的に何を示しているかご教示下さい。	実施方針（案）別紙6-8水位高低差（参考）で示した③は通常運用（Q＝394,000m ³ /日）、③'は通常運用（Q＝374,000m ³ /日）、④は1群停止時運用（Q＝295,500m ³ /日）となります。
383	水収支フロー図						工事完成後の水収支フロー図（別紙6-10）において、ろ過池の洗浄水量が1回あたり800m ³ 、粒炭池の洗浄時排水が1回あたり500m ³ となっていますが、これらの水量を超える提案は認められるのでしょうか。それとも、別途、西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）側の受け入れ条件（この水量を超えると排水処理が破綻してしまう。）として、それぞれ記載の水量範囲内を厳守する必要がありますでしょうか。	洗浄排水については、ろ過池洗浄排水は800m ³ /回（45分に1回）、粒炭池洗浄排水は500m ³ /回（45分に1回）を超えないものとします。

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所					質問	回答
384	水収支フロー図 (参考)						工事完成後の水収支フローにおいて、「排水渠流出量」が別途整備される排水処理設備への排出量の条件との理解でよろしいでしょうか。	浄水処理施設からの排泥渠流出量及び排水渠流出量が、別途整備する排水処理施設への排出量の条件となります。
385	別紙6-10 工事完成後〔通常時〕の水収支フロー図						ろ過池洗浄水量が洗浄1回あたり800m3、粒炭池の洗浄時排水が洗浄1回あたり500m3と記載がありますが、各々記載の値を超える水量とした提案も可能と考えて宜しいでしょうか。あるいは、本工事と関連する西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）の受け入れ条件として、各々記載の値の水量範囲内を遵守しなければならないでしょうか。	No. 383の回答を参照してください。
386	別紙6-10 工事完成後〔水質悪化時〕の水収支フロー図						ろ過池洗浄水量が洗浄1回あたり800m3、粒炭池の洗浄時排水が洗浄1回あたり500m3と記載がありますが、各々記載の値を超える水量とした提案も可能と考えて宜しいでしょうか。あるいは、本工事と関連する西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）の受け入れ条件として、各々記載の値の水量範囲内を遵守しなければならないでしょうか。	No. 383の回答を参照してください。
387	使用言語、単位及び時刻						年号の表記については、P20表-施設状況に倣い西暦で統一してよろしいでしょうか。	年号の表記については、西暦、和暦を問いません。